DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	事務者印
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	

受入高	拂出高	事務者印
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	
円	円	

摘要	印 あせ帳置き申込の欄にはゴム印で下さい。但し普通でありましたら印は別に使用しました印鑑でもよいです。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

時拂 原簿所管「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、像め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

六拾貳圓五拾錢

九拾貳圓五拾錢

六拾貳圓五拾錢

百貳拾五圓也

百八圓也

四拾五圓五拾錢

七參拾貳圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高　拂出高

貳百九拾壹圓五拾錢

貳百拾圓也

六拾貳圓五拾錢

四拾貳圓五拾錢

六拾貳圓五拾錢

七拾貳圓五拾錢

九拾貳圓五拾錢

六拾貳圓五拾錢

九拾貳圓五拾錢

六拾貳圓五拾錢

九拾貳圓五拾錢

六拾貳圓五拾錢

九拾貳圓五拾錢

主務者證印

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

FBI 大尉
2/1

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

1843

軍事郵便貯金通帳

参八

薄管所	下關貯金支局
記號番號	函数號 08563

名氏	住所	摘要
マクメーン ジエイムス 殿	熊島保護收容所第二分所	James Mc Minn Capt. US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(イ) 「現在高證明」のない通帳に對する支拂をする限度は預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所で一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致します。其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

1843

軍事郵便貯金通帳

参八

簿管所	下關貯金支局
記號番號	戦ぬ函 08563

摘要	住所	氏名
James Mc Minn Capt. US ARMY.	鹿島郡神栖村第二分所	マクメーン ジエイムス 殿

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行も、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも其の金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對しては、

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

(ロ) 他の郵便局所では

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

居 届書を郵便局所又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

拾圓八拾參錢
八圓八拾參錢
八圓五拾錢
百貳拾五圓參拾貳錢

19.10.7
19.8.
19.9.6

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

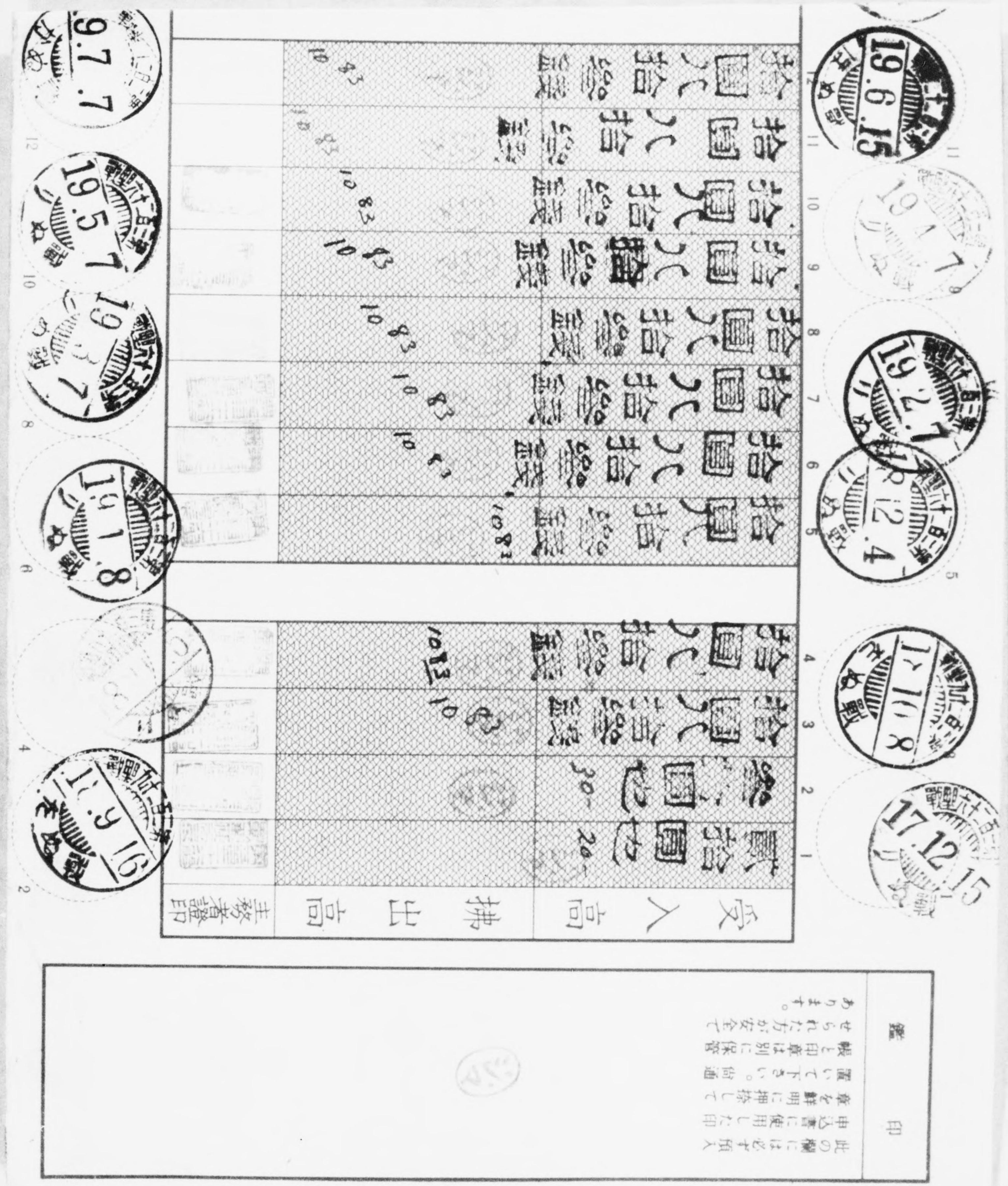

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

456 798 財少

軍事郵便貯金通帳

八九

薄管原所	下關貯金支局
號記號番	戦ぬり04201

摘要	住所	氏名
James M. Mc Gratl Ensign, US NAVY.	七島俘虜收容所第一分所	ジェームス エム マクグレイス 殿

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

卽時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも卽時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 776050

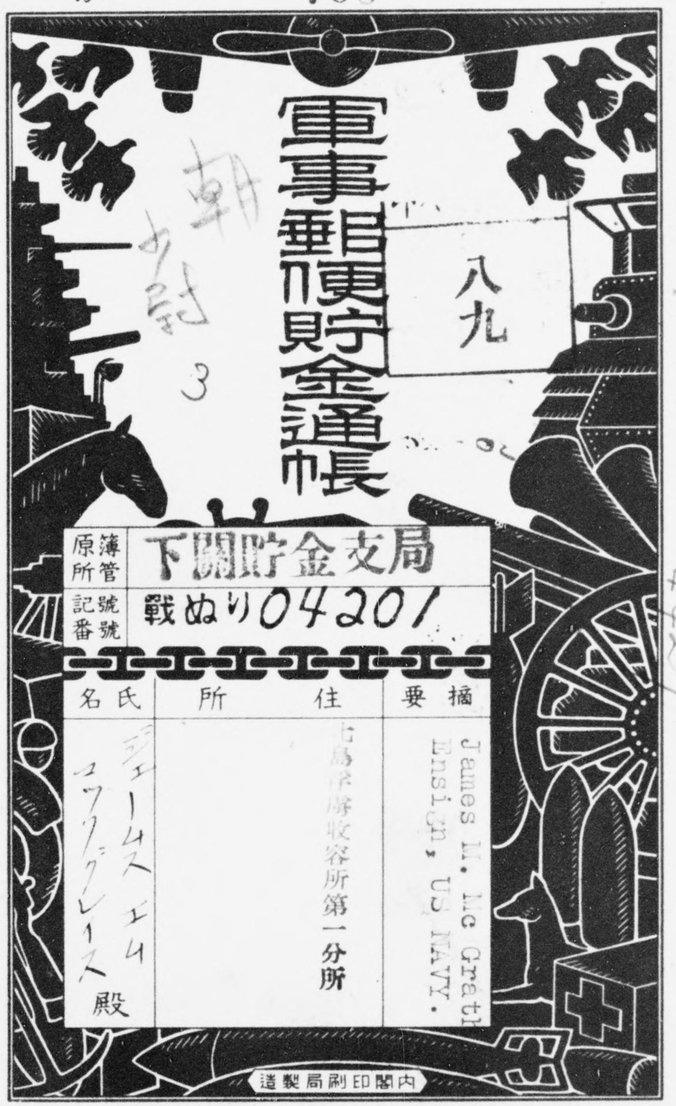

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

子利 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

居住 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

改轉 尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

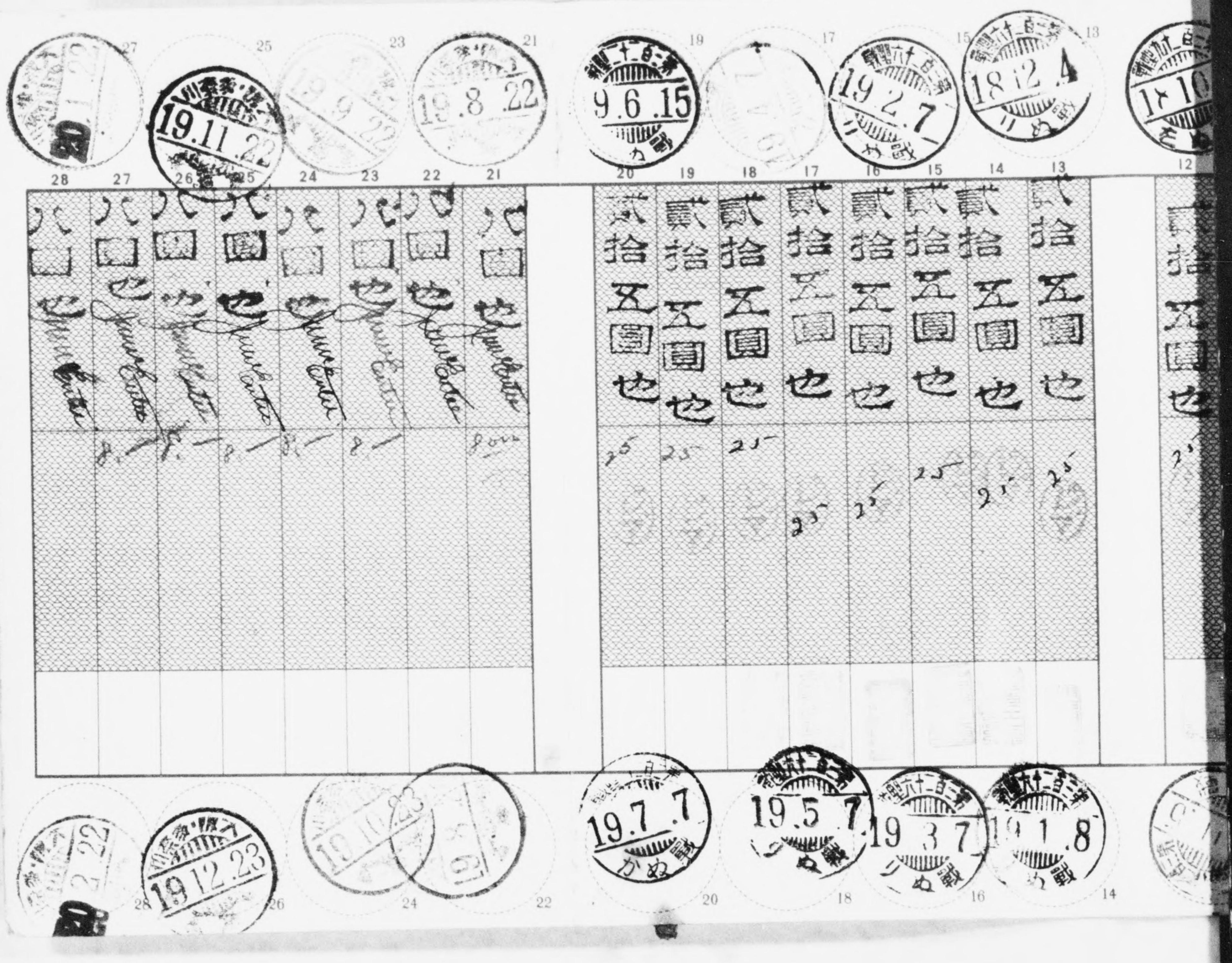

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
八拾圓也	80-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
受入高	參百五圓也	八拾五圓也	五拾五圓也	八拾五圓也	參拾五圓也	參拾五圓也	參拾五圓也	八拾五圓也	參拾五圓也	百拾五圓也	五拾圓也	百參圓也	五拾圓也
	30	~~30~~ 85	55	85	35	35	35	85	35	115	50	~~100~~ 100	~~100~~ 50
拂出高												103	
主務者證印													

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

1342

軍事郵便貯金通帳

拾四

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬほ14735

摘要	住所	氏名
Edward R. Mason, Major, US ARMY.	廣島陸軍病院附屬本所	メーソン エドワード アール 殿

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

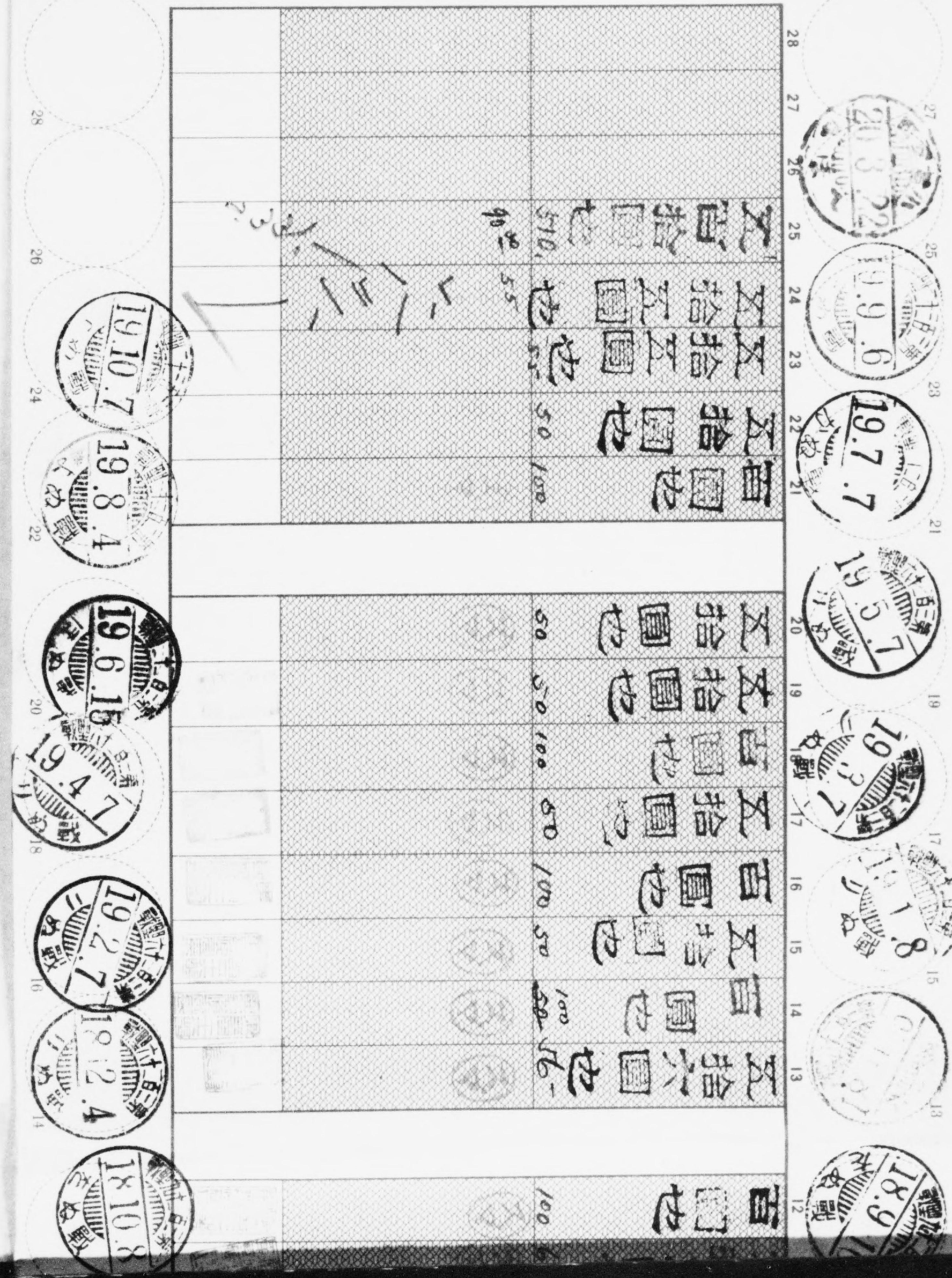

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高 主務者證印

四百拾圓也 410-
八拾五圓也 85-
參拾五圓也 35-
五拾圓也 50-
八拾五圓也 85-
參拾五圓也 35-
八拾五圓也 85-
參拾五圓也 35-
八拾五圓也 85-
參拾五圓也 35-
六拾五圓也 65-
參拾五圓也 35-
百圓也 100
五拾六圓也 56-

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

佐少軍 114

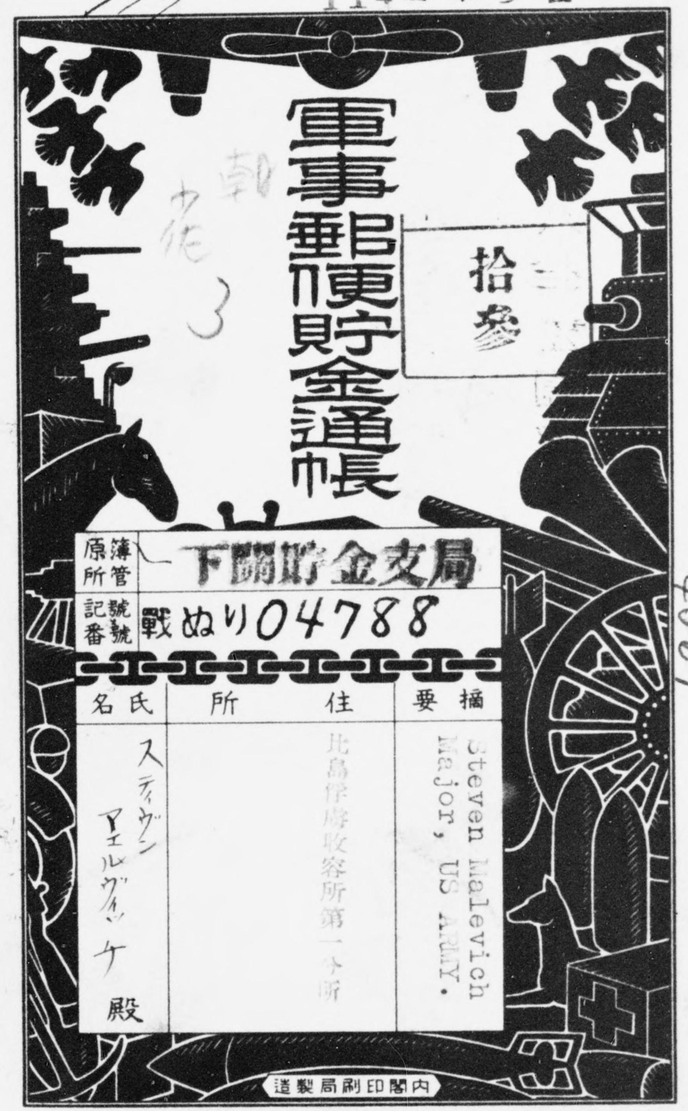

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をしてください。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

百五拾圓也	150	百參拾圓也	3— 103.—	百五拾圓也	~~100~~ 150	百圓也	100	百五拾圓也	150	百圓也	100	百圓也	100	百圓也	100	五拾圓也	50	百五拾圓也	115	百拾五圓也	13	百九拾五圓也	195	百九拾圓也	190	百九拾圓也	190	百九拾圓也	190
百圓也	100	百九拾圓也	190	百九拾圓也	190	百九拾圓也	190	百九拾圓也	190	九拾五圓也	95	七百拾圓也	710.— 171.15																

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高

六百拾圓也	610-
八拾五圓也	85-
百參拾五圓也	135-
百參拾	
參拾五圓也	
八拾五圓也	85-
八拾五圓也	85-
八拾五圓也	85-
百參拾五圓也	135-
八拾五圓也	85
百參拾五圓也	135
百拾五圓也	115-
百五拾圓也	150

主務者證印

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

25

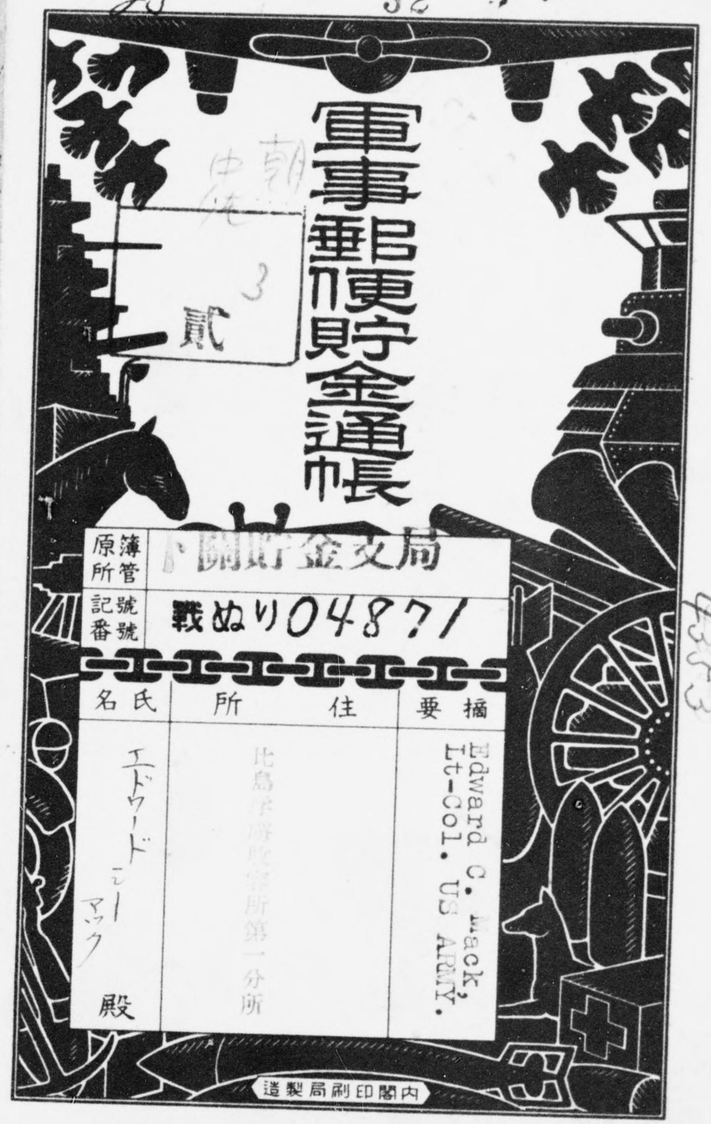

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、像め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切って元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

(レ八)

預金制度のあらまし

入 郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印を押捺して之を證明します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「檢閲」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「檢閲」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

(ロ) 他の郵便局では一日二十圓 同一月内百圓迄であります。

拂戻のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合も有りますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致します。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

受入高	拂出高	主務者證印

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

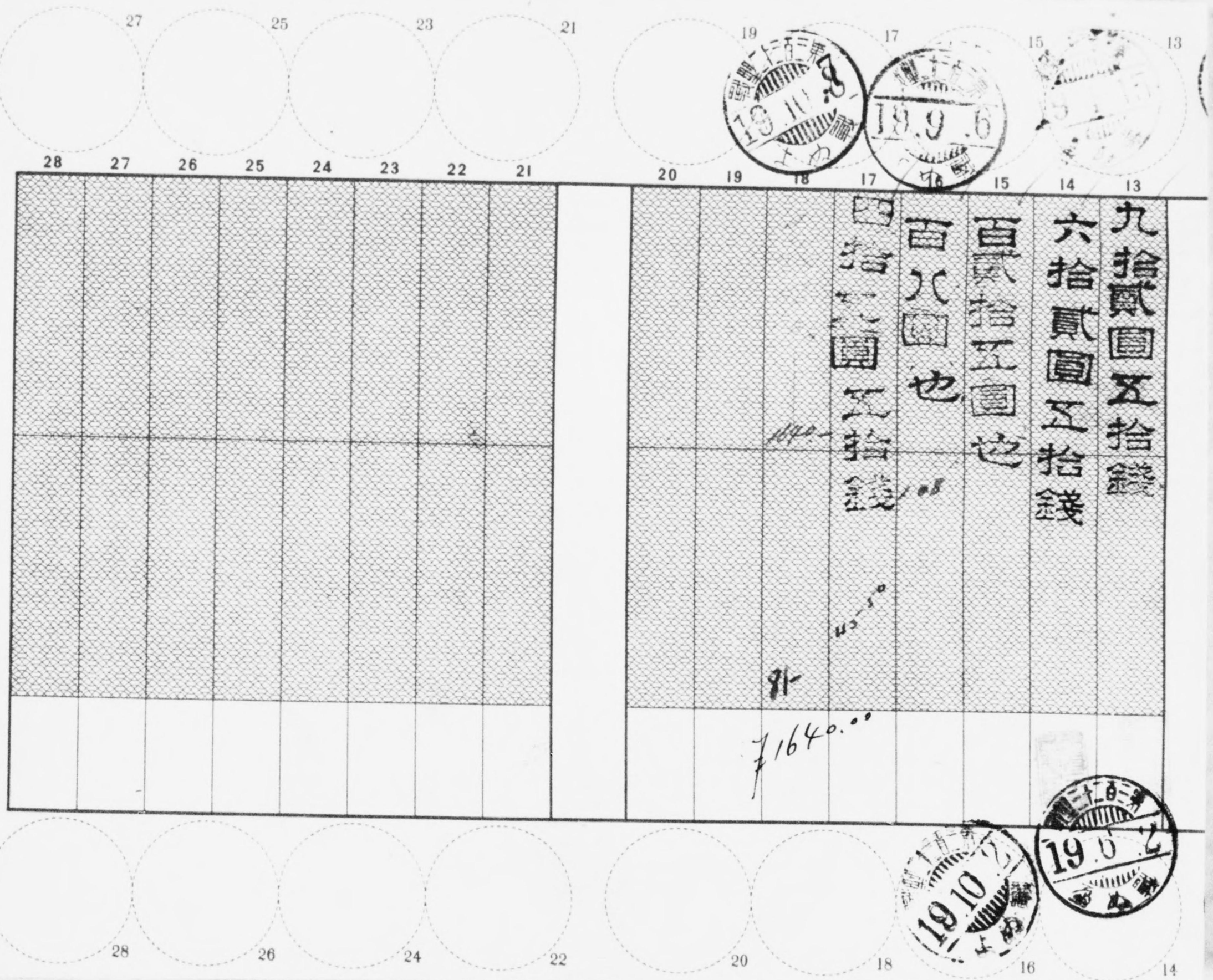

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

140 1839 123

軍事郵便貯金通帳

原簿管所	下關貯金支局
記號番號	戯ぬ亟 08554

名氏	住所	摘要
リーストル ジョン殿		John E. Lester, Capt. US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に[illegible]た金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額が錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

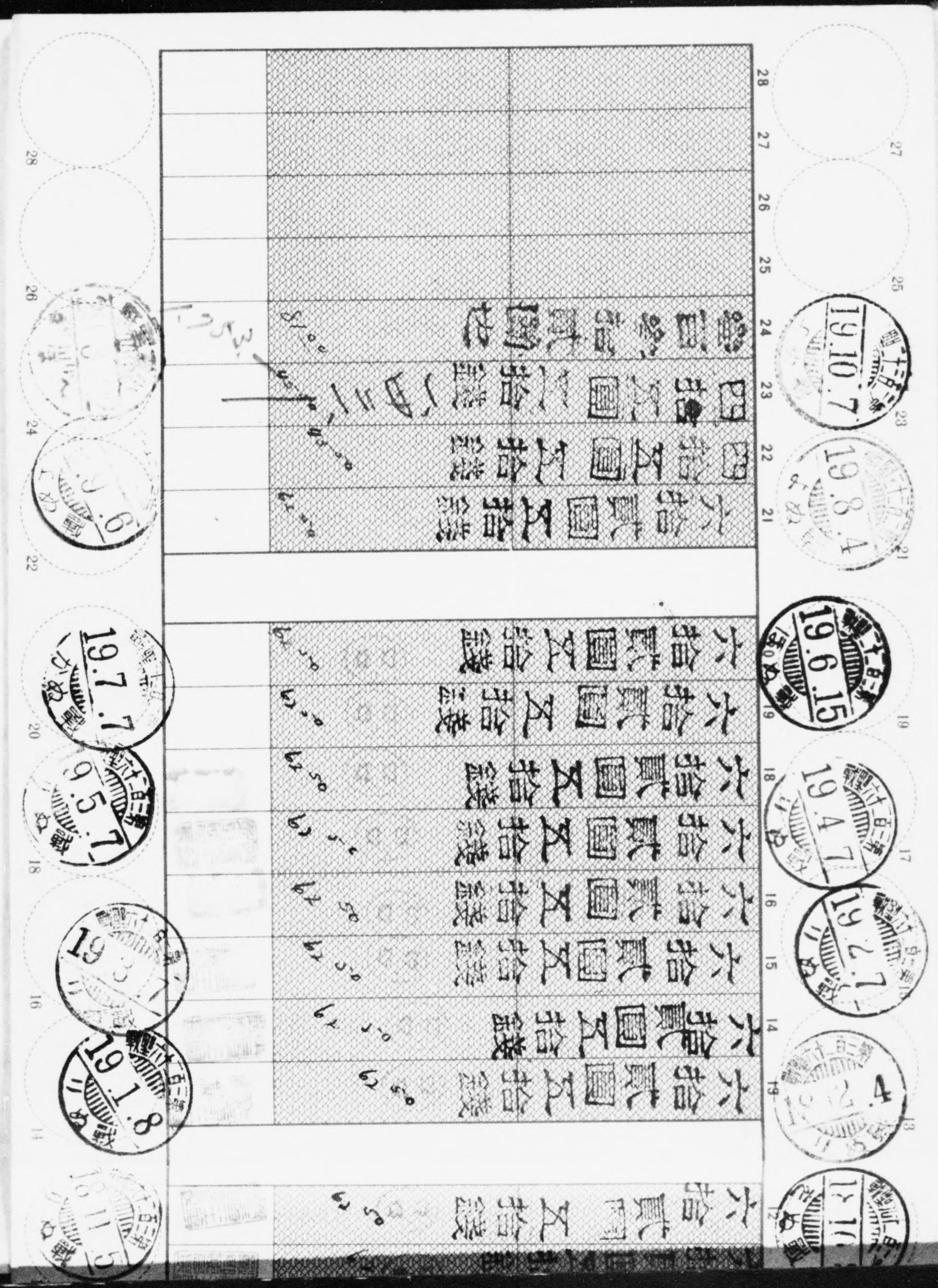

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高 主務者證印

貳百參拾圓也	230
四拾貳圓五拾錢	42.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
六拾貳圓五拾錢	62.50
六拾貳圓五拾錢	62.50
七拾貳圓五拾錢	72.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
四拾貳圓五拾錢	42.50
六拾貳圓五拾錢	62.50
六拾貳圓五拾錢	62.50

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

2/5 271 大尉

軍事郵便貯金通帳

参七

朝 大射 3

簿管原所	下關貯金支局
號記番號	戰ぬり04672

名氏	所住	摘要
ロバート ジエ ラウラー 殿		Robert J. Lawlor, Capt., US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも「其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

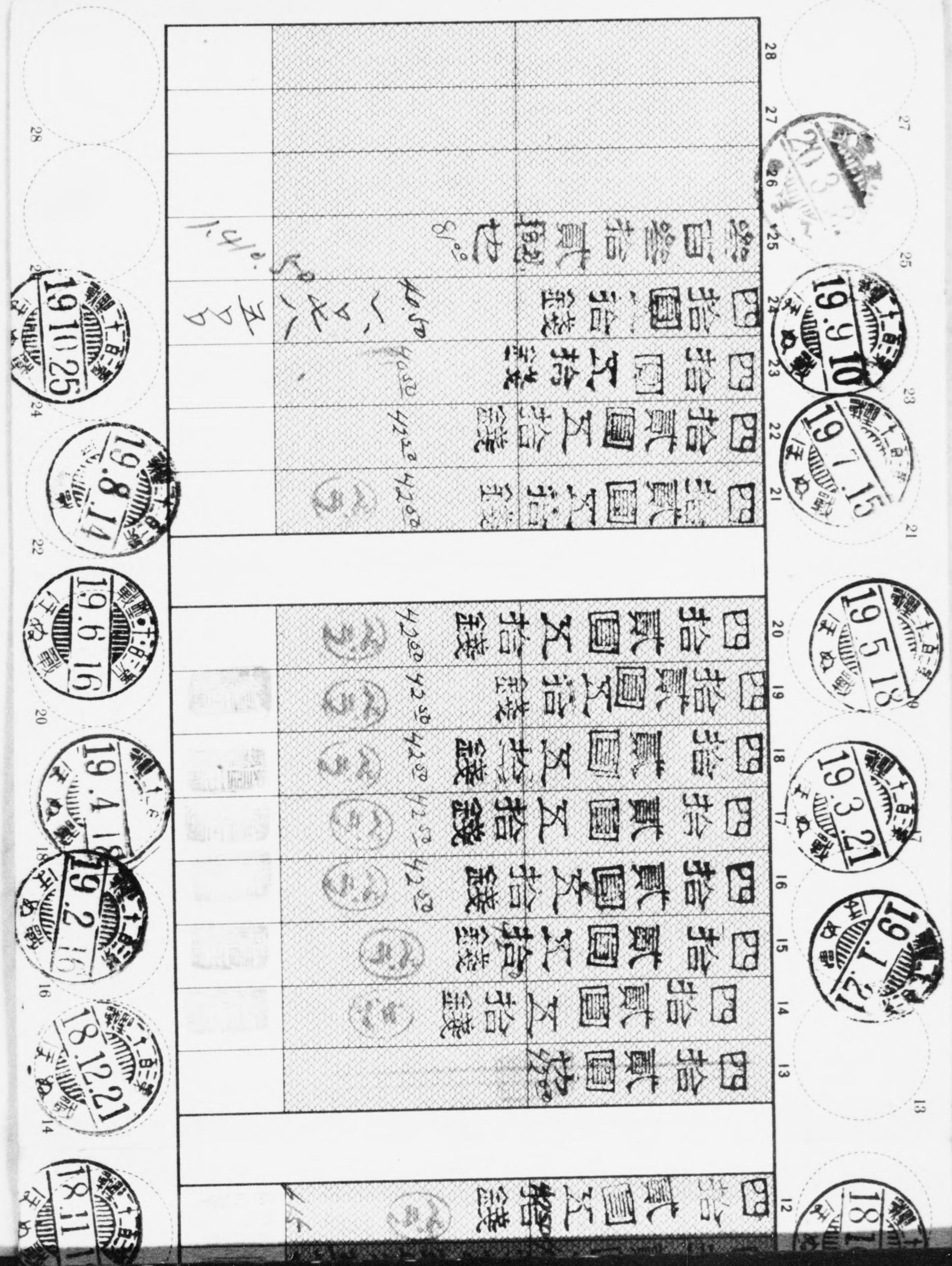

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入年月日	貸出年月日	返還年月日
昭和30年3月30日		
昭和30年3月30日		
昭和30年3月30日	

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

483

文 88

朝 大 88

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

卽時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも卽時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の證告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

四拾圓八拾參錢

拾圓八拾參錢

貳拾圓圓六拾六錢

拾九圓六拾六錢

八圓五拾錢

Y346.250

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入月日	年月日	受渡月日
18.3.9	18.6.18	
18.9.23	18.11.20	
19.1.21	19.2.26	
19.4.15	19.6.9	
18.10.21	18.12.20	
18.8.27	18.5.6	

受入簿	閲覧簿
閲覧簿	閲覧簿
閲覧簿	閲覧簿
閲覧

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

407 2052 108

軍事郵便貯金通帳

簿管所	下關貯金支局
號記番	戰ぬ亟 08741
摘要	Edward P. Konik 2nd.Lt. US ARMY.
住所	
氏名	カーニク エドワード・ピー 殿

逓製局勝印閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の證告 多額の拂戻は資金の都合で或は應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂戻郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高　拂出高

主務者證印

百參拾七圓六錢五

五拾圓也

拾八圓也

18.10.12

19.5.9

19.7.26

20.1.21

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

代印者

芳得

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

~~21~~
(143)

郵便貯金通帳

簿管原所	大阪貯金支局
號記號番	㋐㋐㋐/54/6

摘要	住所	氏名
	泉南郡[illegible]村大字[illegible]川[illegible] 大阪府[illegible] [illegible]月分[illegible]	キャスラー チャールズ C. Kasler 殿

印刷用紙製造

制度のあらまし

預入 郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 知け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂
(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。
(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は
(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内、
(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

譲渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

改居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高　拂出高　主務者證印

四百拾圓也	參拾五圓也	八拾五圓也	八拾五圓也	參拾五圓也	八拾五圓也	參拾五圓也	八拾五圓也	參拾五圓也	參拾五圓也	百拾五圓也	五拾圓也	壹拾五圓也	壹拾五圓也
440-	35-	85	85	35-	85-	35-	85	35-	35	115-	50		

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

13 102 陸軍少佐 107

軍事郵便貯金通帳

内閣印刷局製造

簿管所	下關貯金支局
號記番號	戦ぬり04776

氏名	住所	摘要
ユーゼン シー ジヤコブス 殿	北島保廠監督所第一分廠	Eugene C. Jacobs, Major, US ARMY.

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

百圓也
百四拾圓也
百圓也
百四拾圓也
百圓也
百四拾圓也
百圓也
百四拾圓也
百圓也
百四拾圓也
百圓也
百四拾圓也

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高 主務者證印

五百貳拾五圓也	
五百貳拾四圓也	
參百九拾圓也	
百拾圓也	
八拾五圓也	
百拾圓也	
百拾五圓也	
百四拾圓也	
百圓也	
百四拾圓也	
百圓也	
百四拾圓也	
百圓也	

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍少佐

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

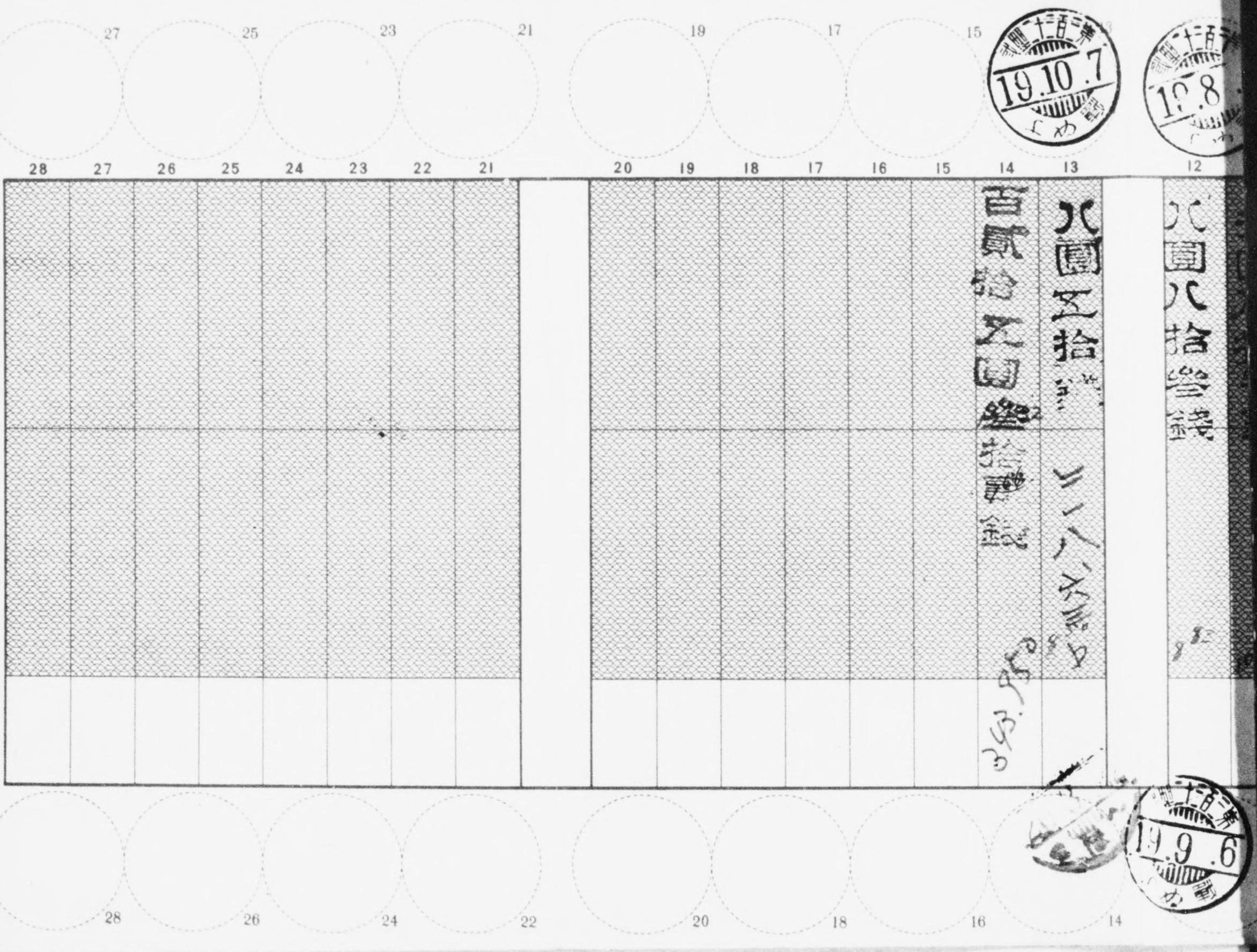

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高 主務者證印

貳拾圓也 20-
八拾參圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
拾圓八拾參錢 1083
八圓五拾錢

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NND968 760050

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尙此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

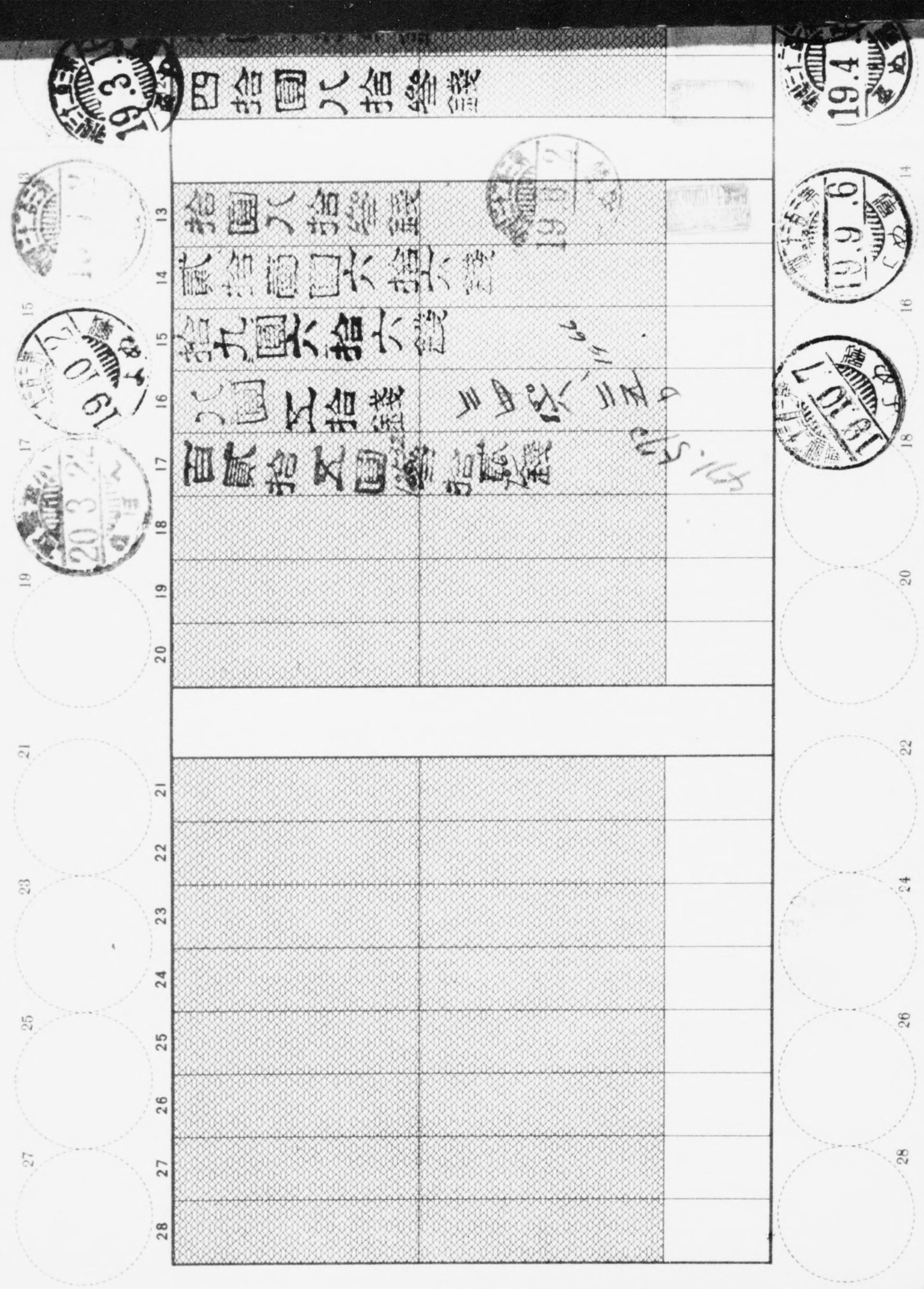

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	事務繰越
拾萬圓拾五錢		
拾萬圓拾壹錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		

鑑印	此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。印章は別に保管普通預入帳とともに保管されて方が安全であります。

62

[illegible]

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

326 2038 内務

軍事郵便貯金通帳

七四

朝 士 厚 3

簿管所	下關貯金支局
號記番	戰ぬ巫 08719

摘要	住所	氏名
Jay B. Harrelson 2nd.Lt. US ARMY.	比島李壽文容所第二分所	ハローソーン ジエイ・ビー 殿

内閣印刷局製造

4413

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(一) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

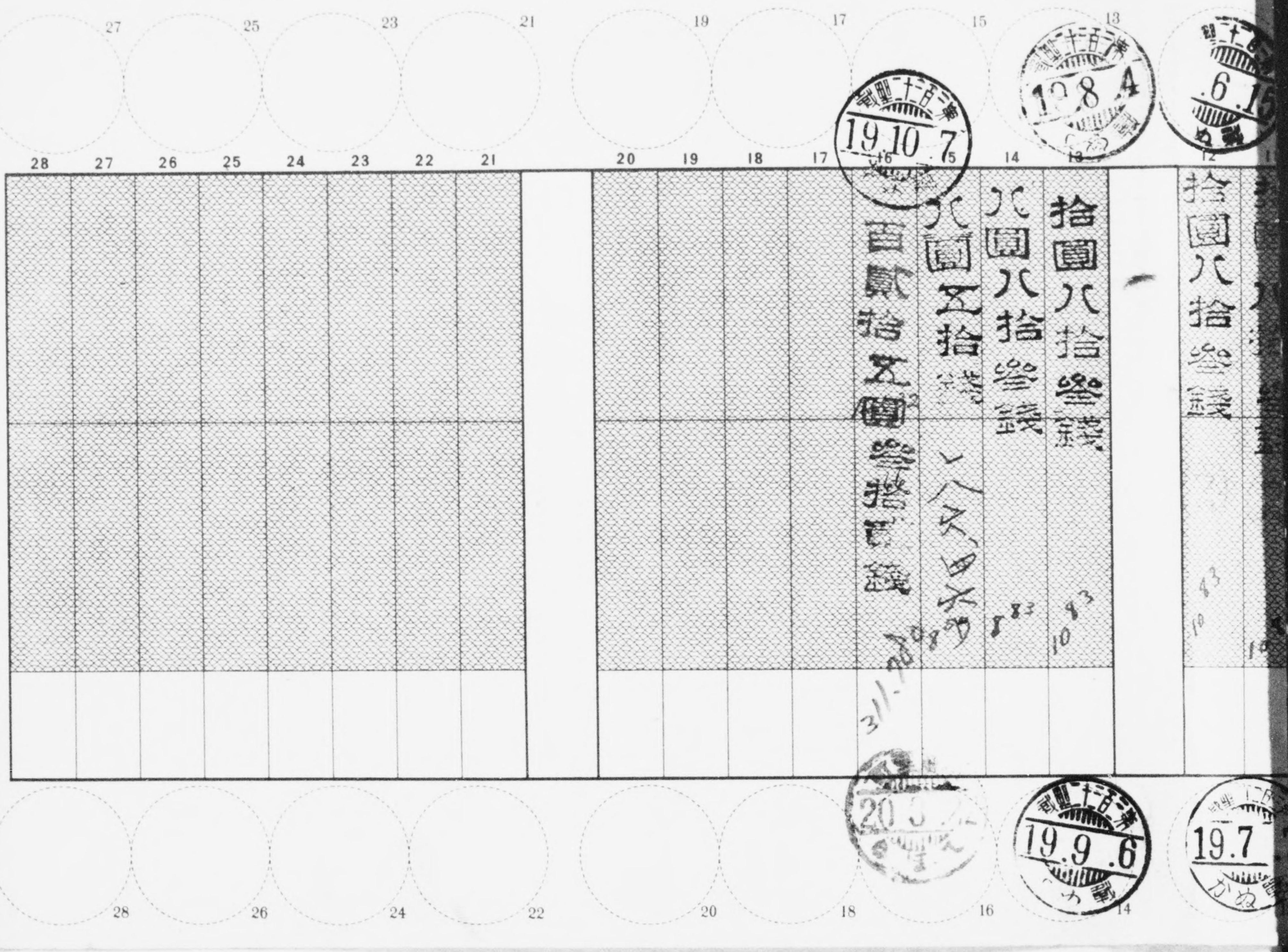

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	事務整理
貳拾圓也 20-		
參拾圓也 30-		
拾圓入 拾錢	10 83 8 01	
拾圓入 拾錢		
拾圓入 拾錢	10 83	
拾圓入 拾錢	10 83	
拾圓入 拾錢	10 83	
拾圓入 拾錢	10 83	
拾圓入 拾錢	10 83	
拾圓入 拾錢	10 83	
拾圓入 拾錢	10 83	
拾圓入 拾錢	10 83	

摘要	印
あせ帳面と印章を鮮明に押捺したら帳面と印章は別に保管致いて下さい。まれた方が安全です。	此の欄には必ず申込書に使用した印章を押捺して下さい。尚通

18.12.4 18.11.7 19.2.7 19.4.7 6.15 18.8.4 19.7.7 19.5.7 19.3.7 18.1.8 9.9.6

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 766050

421 819 財少

軍事郵便貯金通帳

七參

朝 十 財 3

簿管所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬり05303

摘要	住所	氏名
William A. Hamilton 2nd. Lt. US ARMY.	比島俘虜收容所第一分所	ウイリアム、エイ、ハミルトン、ジユニアー殿

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

改轉 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

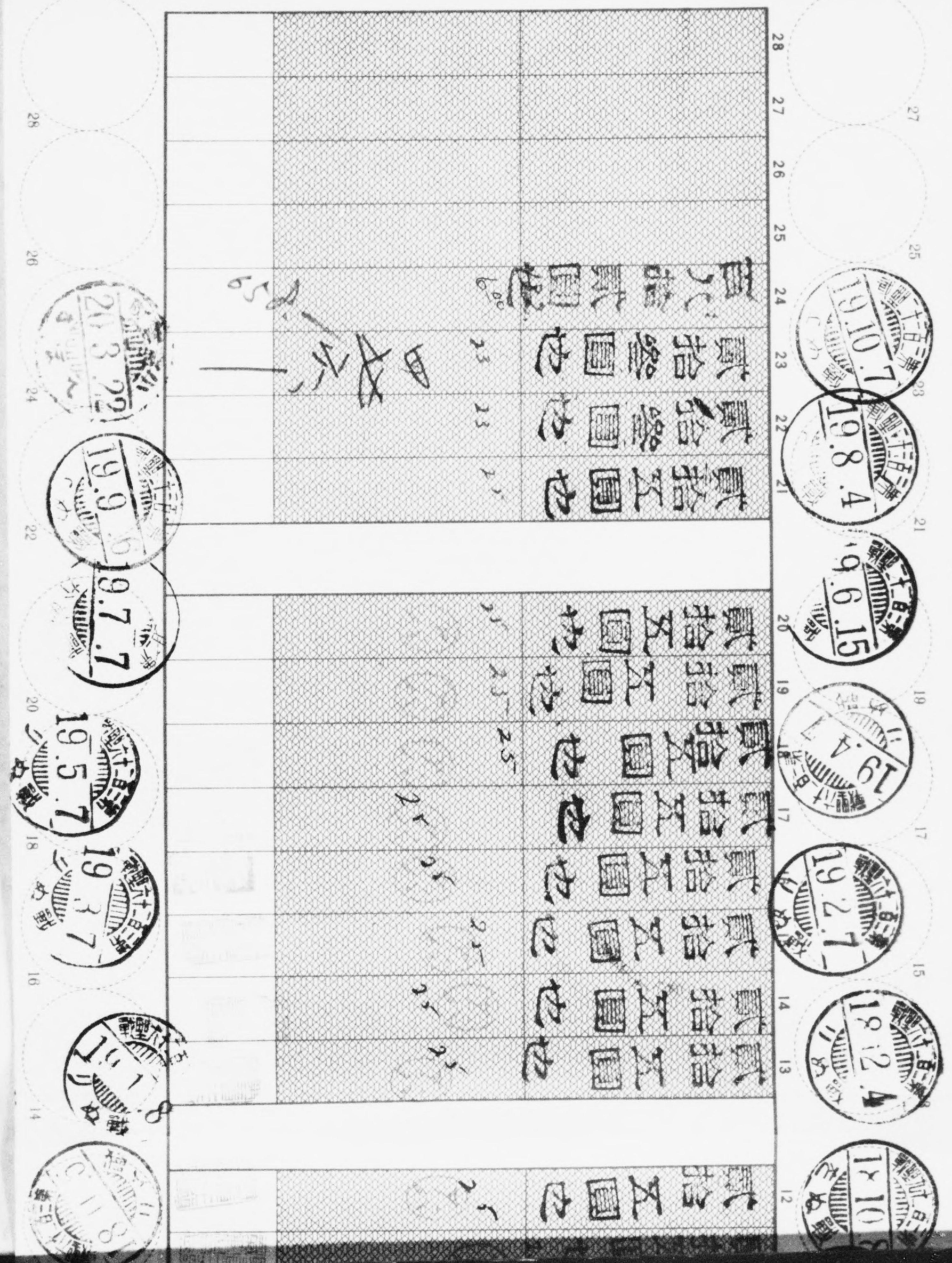

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者證印
八拾圓也	80-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
五圓也	5-	
參拾五圓也	35-	
貳拾五圓也	25-	
貳拾五圓也	25-	
貳拾五圓也	25-	

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

305

442 中 貯

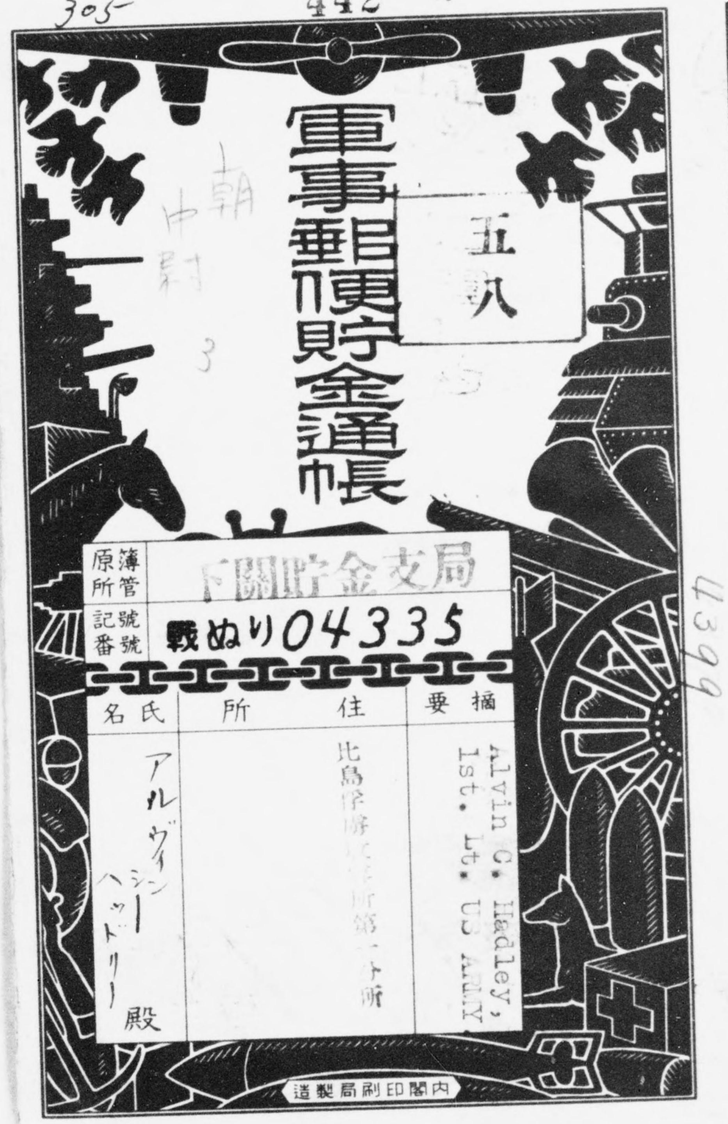

簿管所	下關貯金支局
記號番號	戰ぬり04335

摘要	住所	氏名
Alvin C. Hadley, 1st. Lt. US Army.	北島浮屠第一本所	アルヴィン ヘッドリー 殿

1399

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺し之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(一) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

子利 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

渡讓 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢

六拾貳圓五拾錢

百貳拾五圓也

百八圓也 105

四拾八圓五拾錢 八四五〇

參百參拾貳圓也 8.00

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

1823

軍事郵便貯金通帳

参四

薄管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬ亟 085511

摘要	住所	氏名
Gerald B. Greenman Capt. US ARMY.	比島俘虜收容所第二分所	グリーマン ゲイロルド 殿

造製局刷印閣内

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」の載る通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の所[illegible]入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の謝告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を紛失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

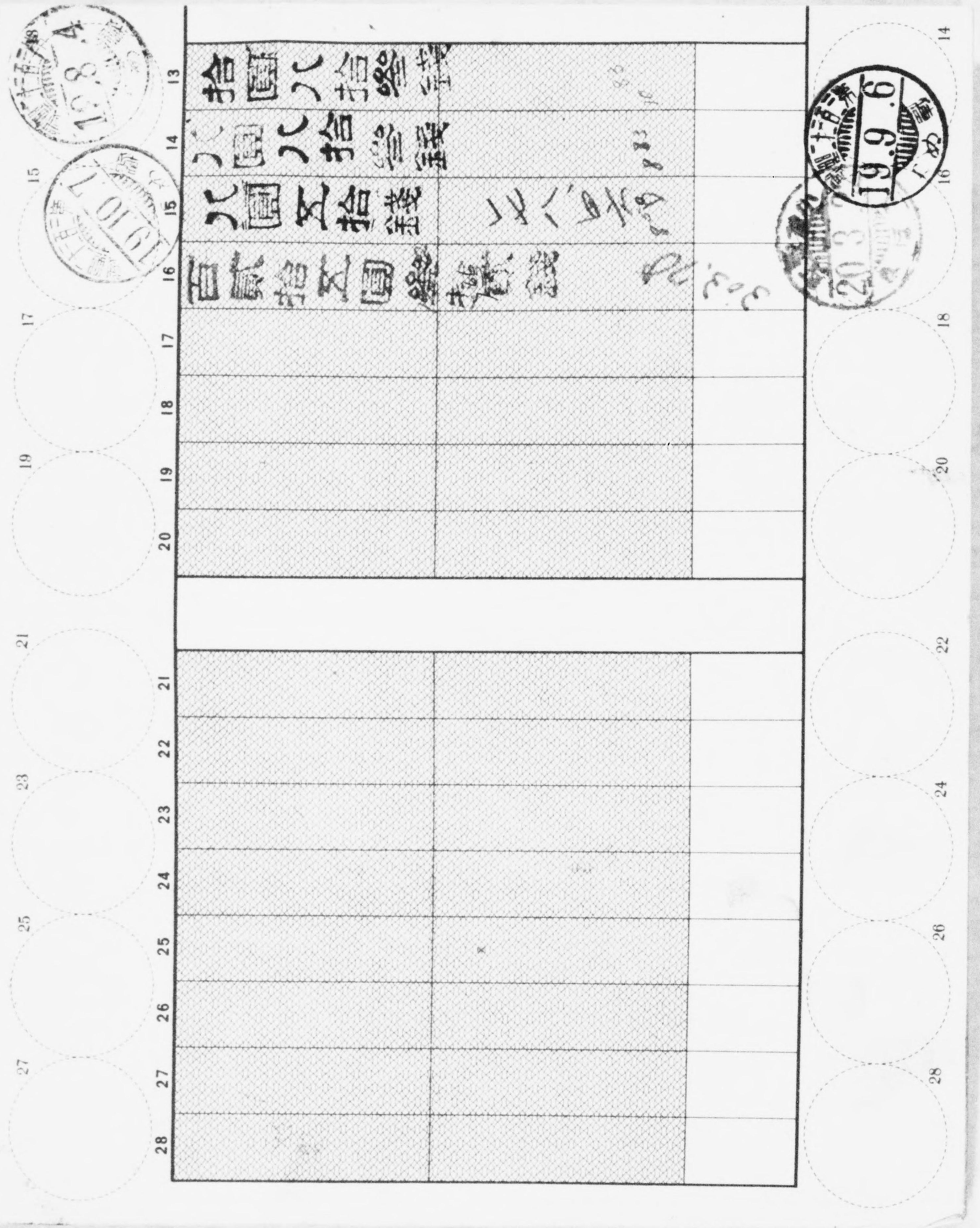

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受人	高	拂出	高	事務管理								
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									
松園つこ	絵鉛筆	松園つこ	絵鉛筆									

鑑	印
あせら帳れ簿た面と方印が印は安全で申帳置し込簿きを書に明ま使に す。	此の欄には必ず個人鮮明に押捺した印鑑を押捺して下さい。尚適当な保管を

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

461

財 少 1364

軍事郵便貯金通帳

七壹

朝 ナ 記 3

簿管原所	下關 局支金貯
號記號番	戰ぬほ/4772

摘要	所	氏名
Joseph Goodman, 2nd. Lt. US ARMY.	島伊陸軍病院 本所附屬病院	グッドマン ジョセフ エイナ 殿

内閣印刷局製造

4411

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

卽時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも卽時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

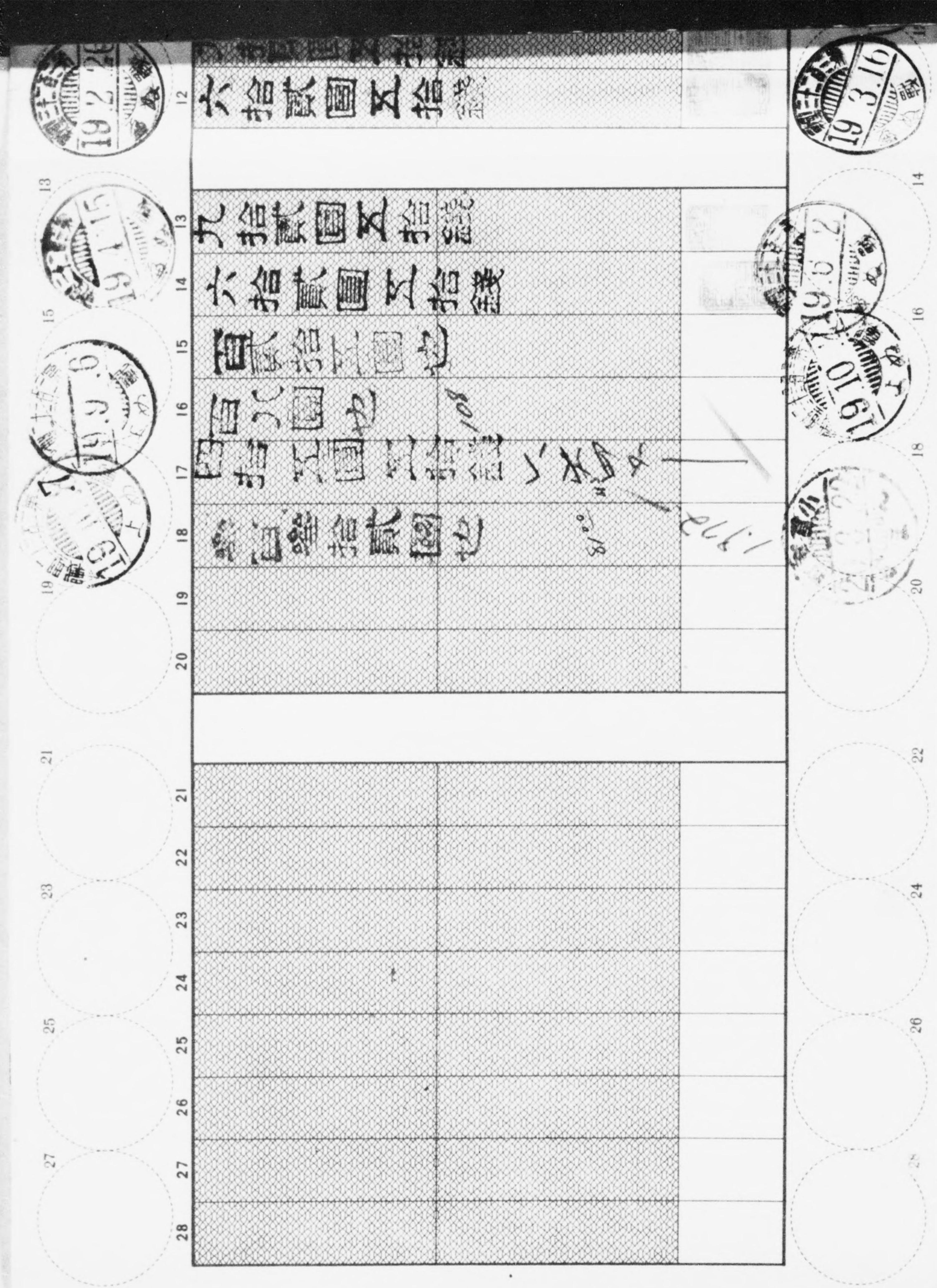

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入部局	特別閲覧室	閲覧室
新聞部	内閣文庫	教育部
雑誌部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部

受入部局	特別閲覧室	閲覧室
新聞部	内閣文庫	教育部
雑誌部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部
洋書部	内閣文庫	教育部

18.3.9 18.6.18 18.8.21 18.10.21 18.12.20 19.2.20 19.3.16 19.1.21 18.11.20 18.9.23 18.7.26 18.5.6

印

此の欄には必ず受入部局の押印をお願いします。

書名は明瞭に記入して下さい。

書名は明瞭に記入して下さい。

帳と印章は別に保管願ひます。

なくされた方が安全です。

DECLASSIFIED
2327

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

1821

軍事郵便貯金通帳

参参

簿管所	下關貯金支局
號記番	戰ぬ巫 08507

氏名	所住	摘要
ジョージ・アルバート・エルバート 殿	北支派遣軍所第二分所	Albert M. George Capt. US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂 「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(一) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合で早くにほ應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 屆書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 屆書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

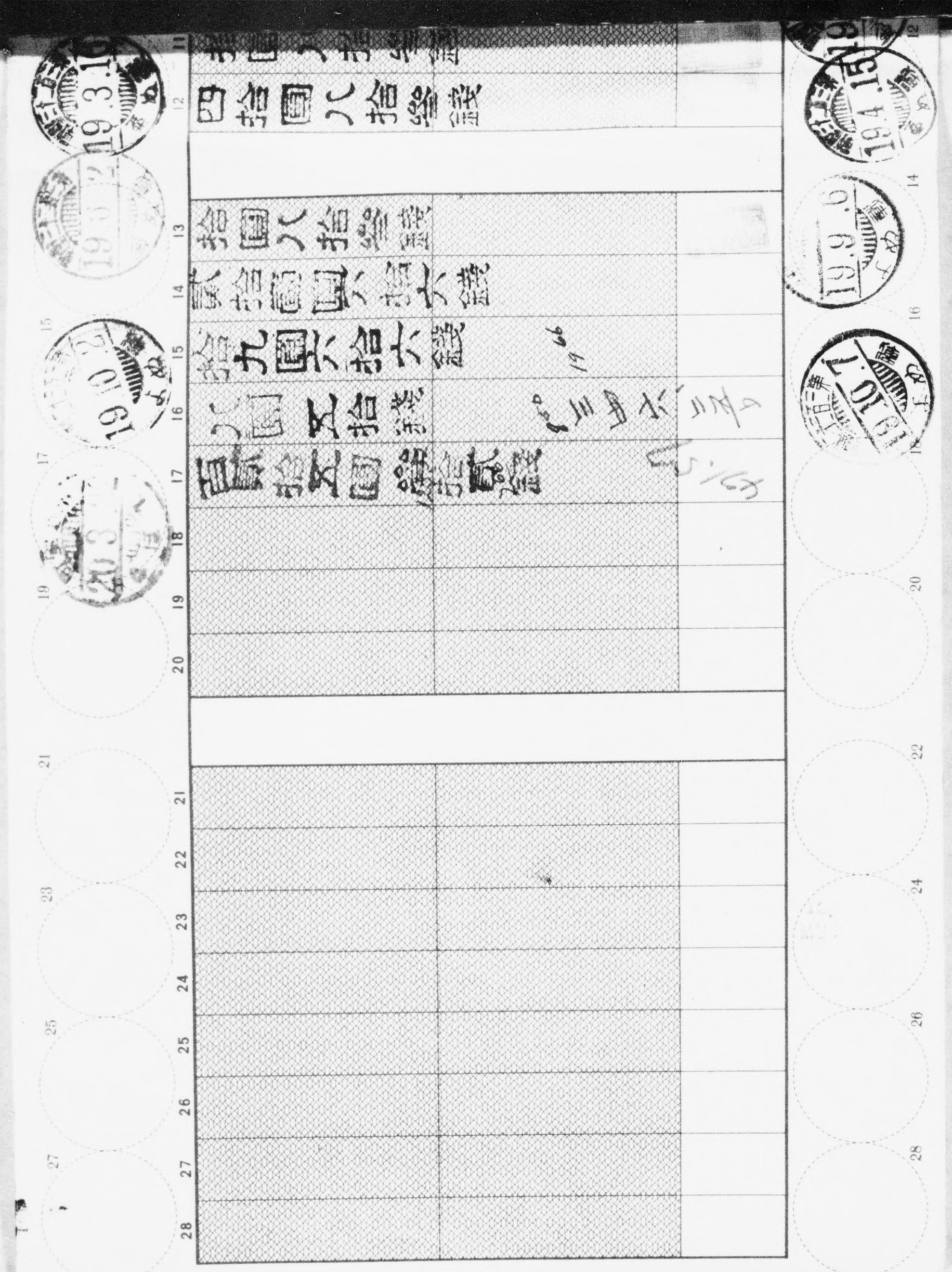

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	事務費
拾参圓拾参錢		
拾参圓参拾貳錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓六拾六錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓八拾参錢		
拾圓八拾参錢		

鑑印	此の欄には必ず私人印を使用した印鑑を鮮明に押捺して置き申込書に保管通帳と印鑑は別に保管されたら安全です。

陸軍省

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 766050

2030

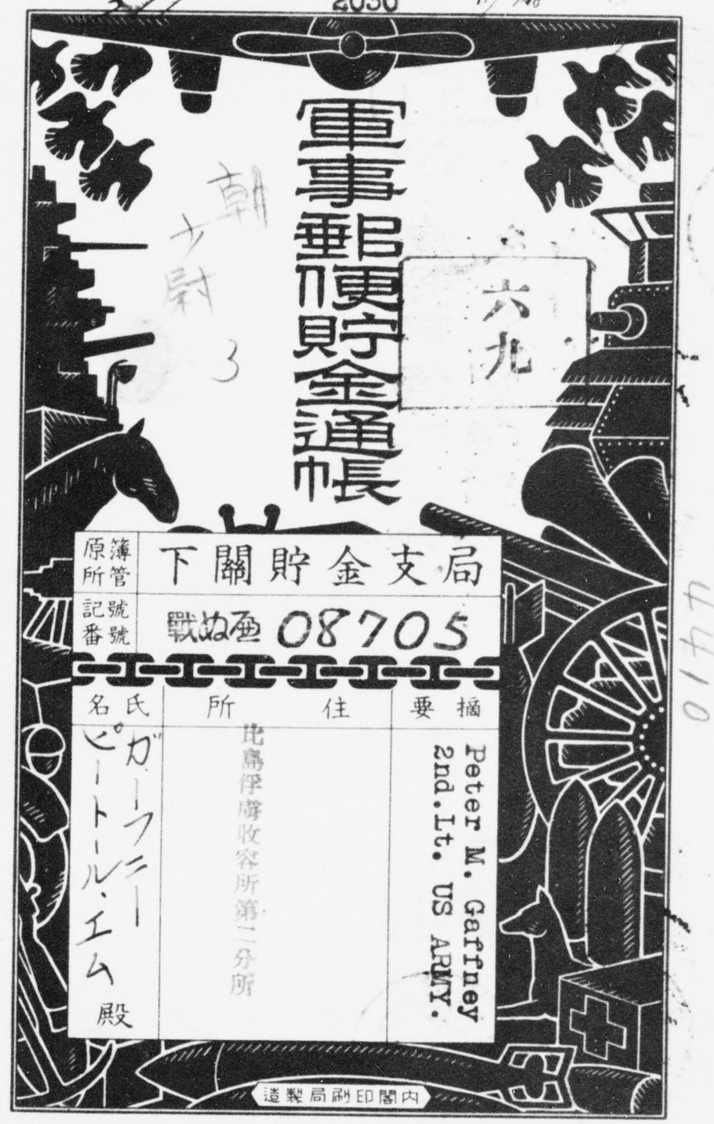

簿管所	下關貯金支局
號記番號	戰ぬ亟 08705
氏名	ピートール・エム・ガーフニー 殿
住所	比島俘虜收容所第二分所
摘要	Peter M. Gaffney 2nd.Lt. US ARMY.

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、像め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

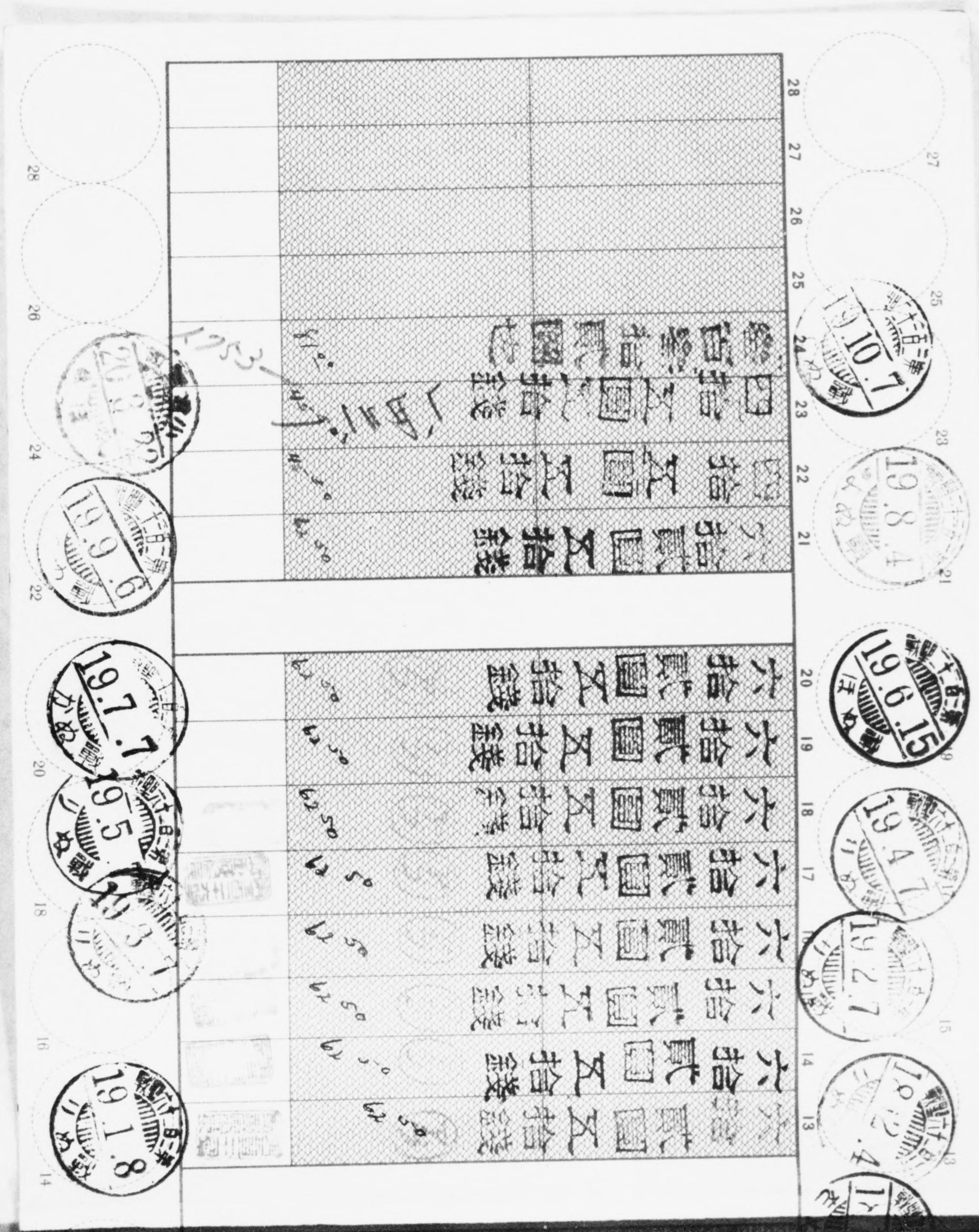

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

文書番号	件名	年月日	受領印
第一四〇号	第一回会議	18.1.16	
第一四一号	第二回会議	18.5.4	
第一四二号	第三回会議	18.6.5	
第一四三号	第四回会議	18.7.12	
第一四四号	第五回会議	18.8.15	
第一四五号	第六回会議	18.11.18	
第一四六号	第七回会議	19.1.8	
第一四七号	第八回会議	19.2.3	
第一四八号	第九回会議	19.4.11	

230

備考

此の欄には必ず押印されたものが安全で保管されます。

申込書に使用した印章は別に保管して印章を紛失した場合は直ちに届出ください。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

207

財 大 234

軍事郵便貯金通帳

参貳

朝 大 計 3

Kyushu

原簿所管	郵貯金支局
記番號號	戦ぬり04540

摘要	住所	氏名
Albert F. Fullert Capt., US ARMY.	比島俘虜收容所第一分所	アルバート・エル・ファラートン殿

逓製局郵印閣内

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのと爾之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

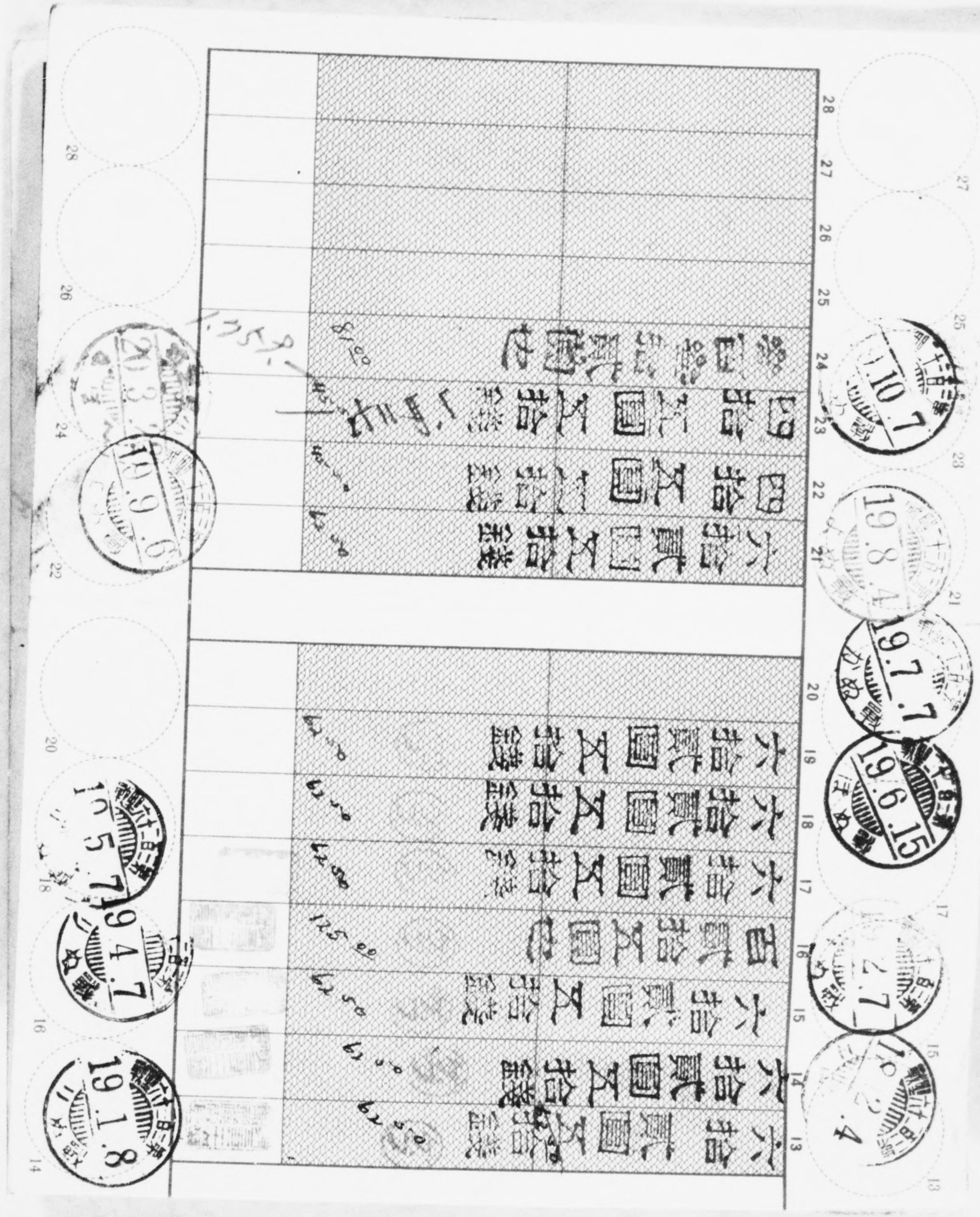

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高　拂出高　主務者證印

貳百參拾圓也	230—
貳圓五拾錢	42 50
四拾貳圓五拾錢	42 50
四拾貳圓五拾錢	42 50
四拾

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

206

233 大 財

軍事郵便貯金通帳

参拾

朝 大 財 3

簿管原所	下關貯金支局
號記番號	戰ぬり04539

名氏	所住	摘要
ガス、シー、フランシス 殿	比島俘虜收容所第一分所	Gus C. Francis, Capt., US ARMY.

437 76

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へ申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局へお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入 高 拂出 高

五百五圓九錢
貳拾八圓也

5,33.0

28.—

務者證印

20 2 4

印 鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

フ・ザ

制度のあらまし

預入 郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印を押捺して之を證明します。

還拂 常拂、預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局に其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 「原簿所管廳の「檢閲」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂も致します。

(二) 「檢閲」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内、

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ

通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度があります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚穢したときは、新通帳を發行致します。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入檢閲の爲に通帳を一周をお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

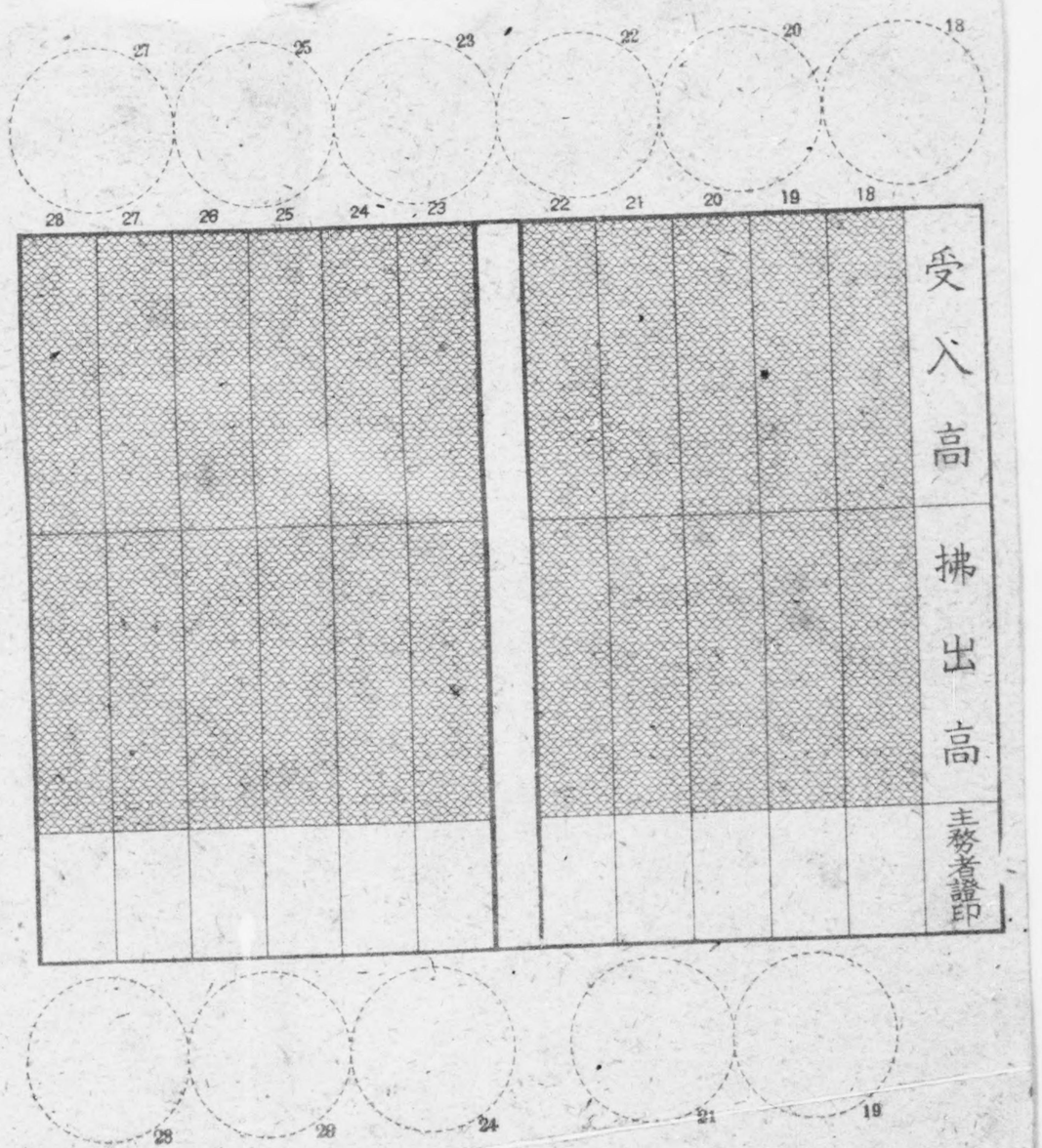

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

四拾圓八拾參錢

拾圓八拾參錢

貳拾圓貳八拾六錢

拾九圓六拾六錢

八圓五拾錢

3402

1966 8.50

1966

4/366.25+2

19.3 19.6.2 19.10.2 19.4.15 19.9.6 19.10.7

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高	拂出高	主務者印
拾参圓拾五錢		
拾参圓拾五錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		
拾圓八拾錢		

鑑	印
あせら帳と印章は別に保管されたりまして。	置き申込書に使用した印章を鮮明に押捺して下さい。何通でも安全で	此の欄には必ず預入

67

陸軍省

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

328 2028 129

軍事郵便貯金通帳

簿管原所	下關貯金支局
號號記番	戰ぬ亟 08702
氏名	フーグクーナー ジョージ、シー 殿
住所	地番呼號收容所第二分隊
摘要	George C. Faulkner 2nd.Lt. US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金額を記入したとき、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日二十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂戻のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂戻でも即時拂戻でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め最寄郵便局へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は、個人間の譲渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

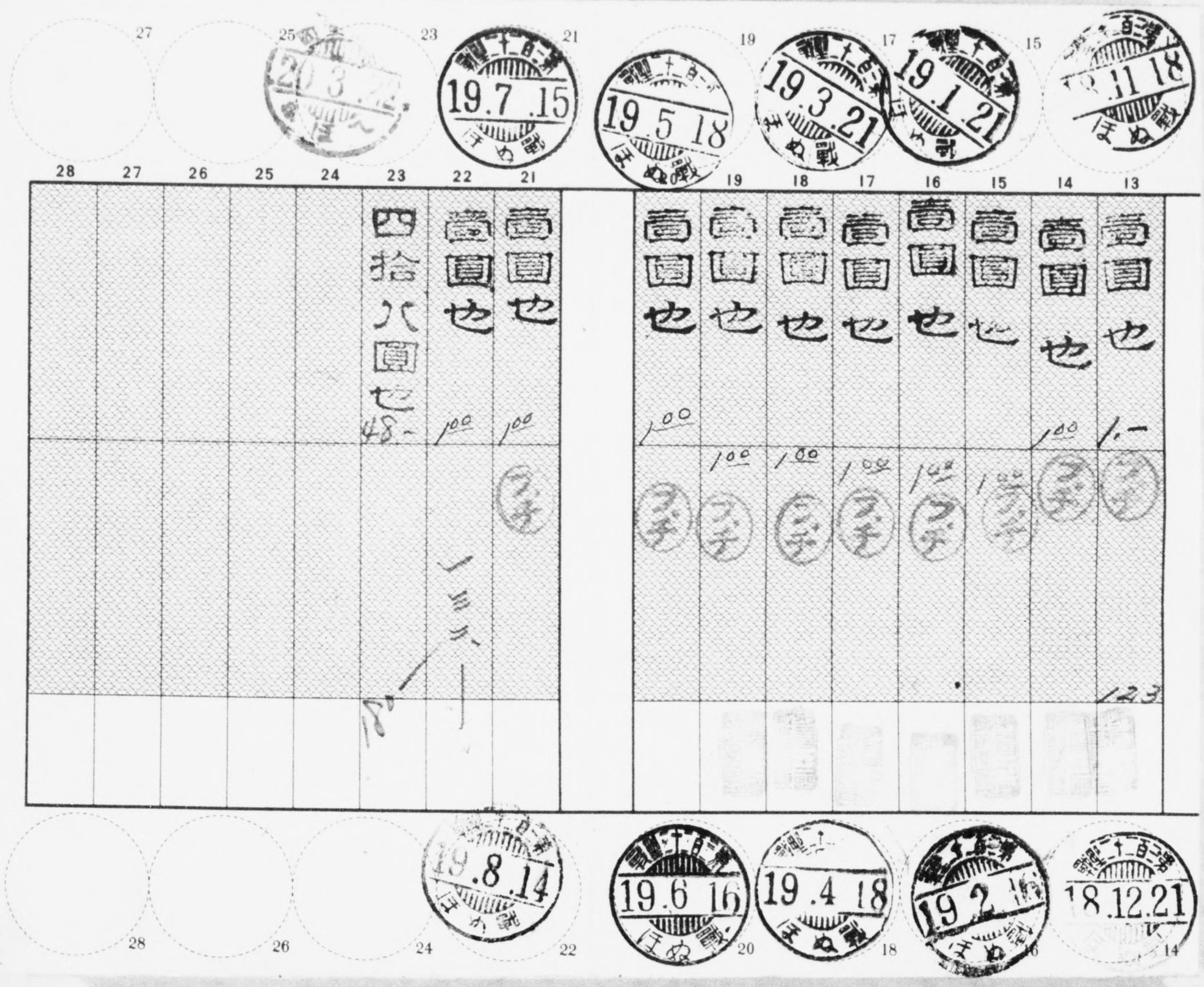

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

	12	11	10	9	8	6	5	4	3	2	1
受入高	壹圓也	五圓也	七圓也	七圓也	七圓也	七圓也	七圓也	七圓也	七圓也	拾圓也	五拾圓也
	1.—	5—	7.—	7.—	7.—	7.—	7.—	7.—	7.—	10—	50.
拂出高											
主務者證印											

12	10	8	6	4	2
18.10.16	18.8.12	18.6.15	18.4.9	18.2.16	17.12.12

1	3	5	7	9	11
17.12.4	18.1.22	18.3.19	18.5.28	18.7.15	18.9.14

鑑印

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

498

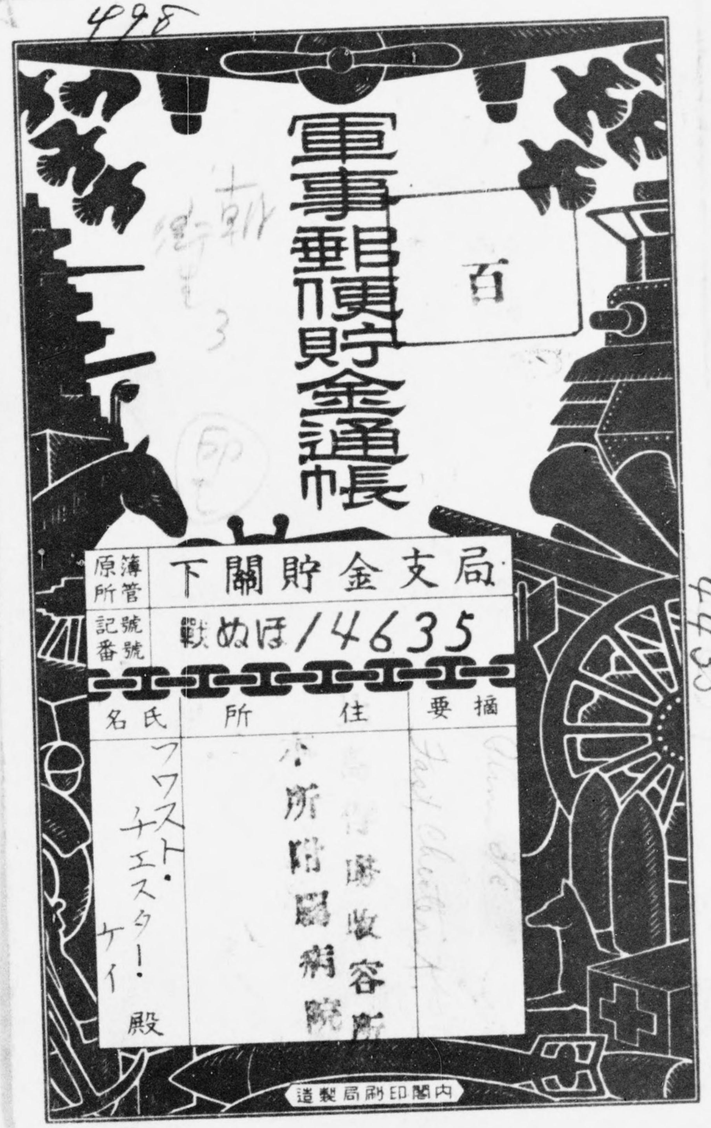

4435

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高

主務者證印

百拾七圓六拾五錢

五拾圓也

五拾圓也

拾八圓也

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

但 (

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

(133)

郵便貯金通帳

簿管原所	大阪貯金支局
號記番號	22/54/5

摘要	住所	氏名
	大阪府廣收容所 多太平川分室	アーロン・ヒルター・フェル W. H. Farell 殿

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

譲渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

602

(73)

郵便貯金通帳

簿管原所	大阪貯金支局
號號記番	第/54/2

摘要	住所	氏名
	泉州堺[illegible]二番川[illegible] 大阪停留所收容所 [illegible]金川[illegible]	エチトー・マオドレ・マール Shizuko P. Gafort 殿

逓製局郵便印刷

制度のあらまし

預入 郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

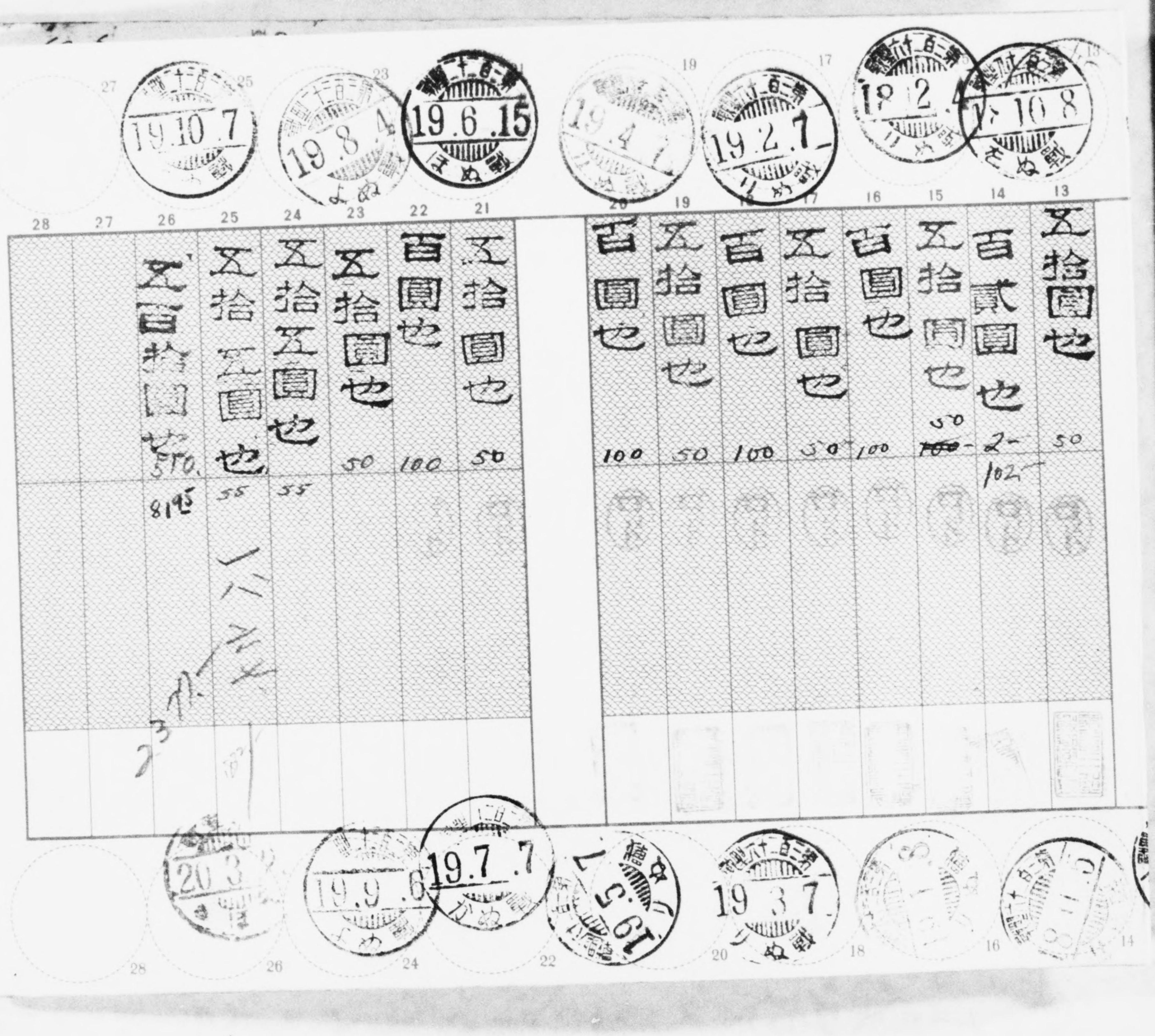

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三千圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

讓渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

摘要	住所	氏名
Roy E. Doran, Major, US ARMY.	福岡県福岡市福岡刑務所第一分所	ロイ・ドーラン 殿

簿管所 下関貯金局
號號 戦ぬり
記番 04752

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高

貳千七百七拾八圓六錢

貳拾貳圓七

九拾圓七

90—

事務者證印

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

ツバ

預入制度のあらまし

郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印を押捺して之を證明します。

通常拂戻

預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「檢閲」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「檢閲」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は貯金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのときに記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することも、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原貯所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

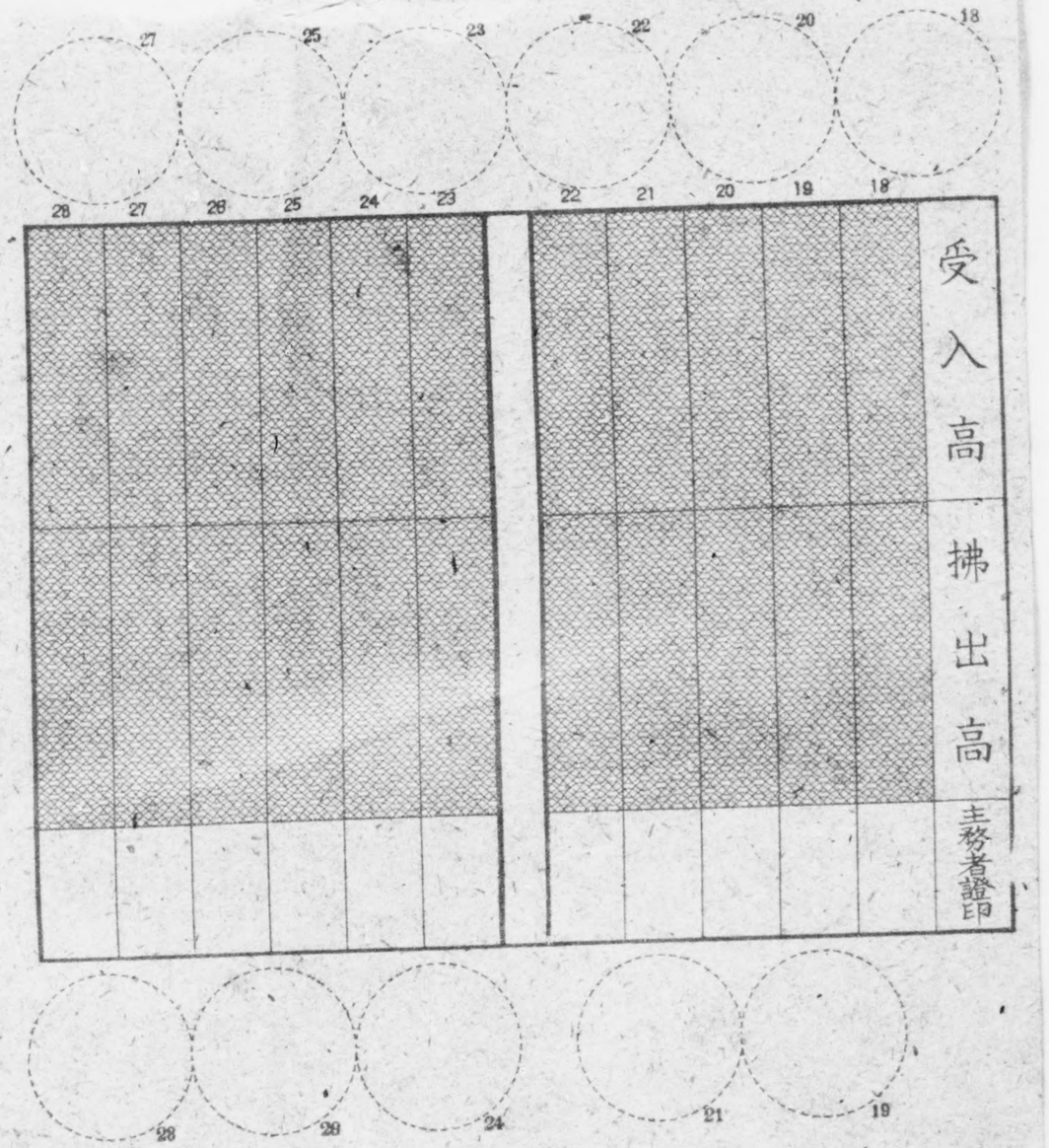

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高

主務者證印

1	貳百九拾壹圓五拾錢
2	貳百拾圓也
3	六拾貳圓五拾錢
4	四拾貳圓五拾錢
5	六拾貳圓五拾錢
6	七拾貳圓五拾錢
7	九拾貳圓五拾錢
8	六拾貳圓五拾錢
9	九拾貳圓五拾錢
10	六拾貳圓五拾錢
11	九拾貳圓五拾錢
12	六拾貳圓五拾錢

18.3.9 18.6.18 18.8.27 18.10.21 18.12.20 19.2.26

18.5.6 18.7.26 18.9.23 18.11.20 19.1.21 19.3.16

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

陸軍大尉
263

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

九拾貳圓五拾錢
六拾貳圓五拾錢
貳拾五圓也
百八圓也
四拾五圓五拾錢

108
45.50
81
¥1640.00

19.10.2
19.10.2

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

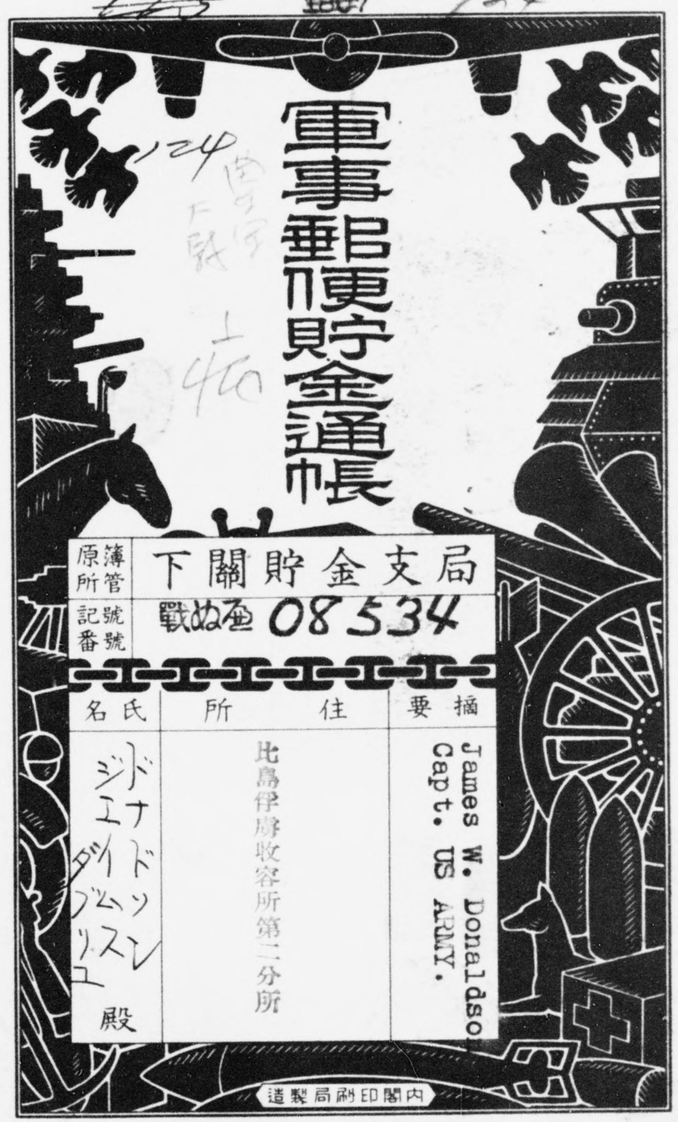

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺し之を証明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應ぜ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

印鑑 届書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

居住 届書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

改轉 尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

制度のあらまし

預入　郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印を押捺して之を證明します。

通常拂戻　預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂

(一) 原簿所管廳の「檢閲」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「檢閲」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は、

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

3064 31554

郵便貯金通帳

所管理貯金北臺

原簿記號番號 台ぬ085085

氏名	住所	摘要
トウドソン トーマス、アルビン殿	臺灣俘虜收容所	DODSON T.A. Corporal

（ロ）他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することも、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失毀損又は汚斑したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉居 届書を郵便局又は原簿所管廳へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無効處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入機關の爲に通帳を一同もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

受入高	拂出高	主務者證印

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

百四拾圓也

百圓也

百四拾圓也

百圓也

貳百圓也

百五圓也 105

五拾五圓也 55

六百六十一 810. 81.95

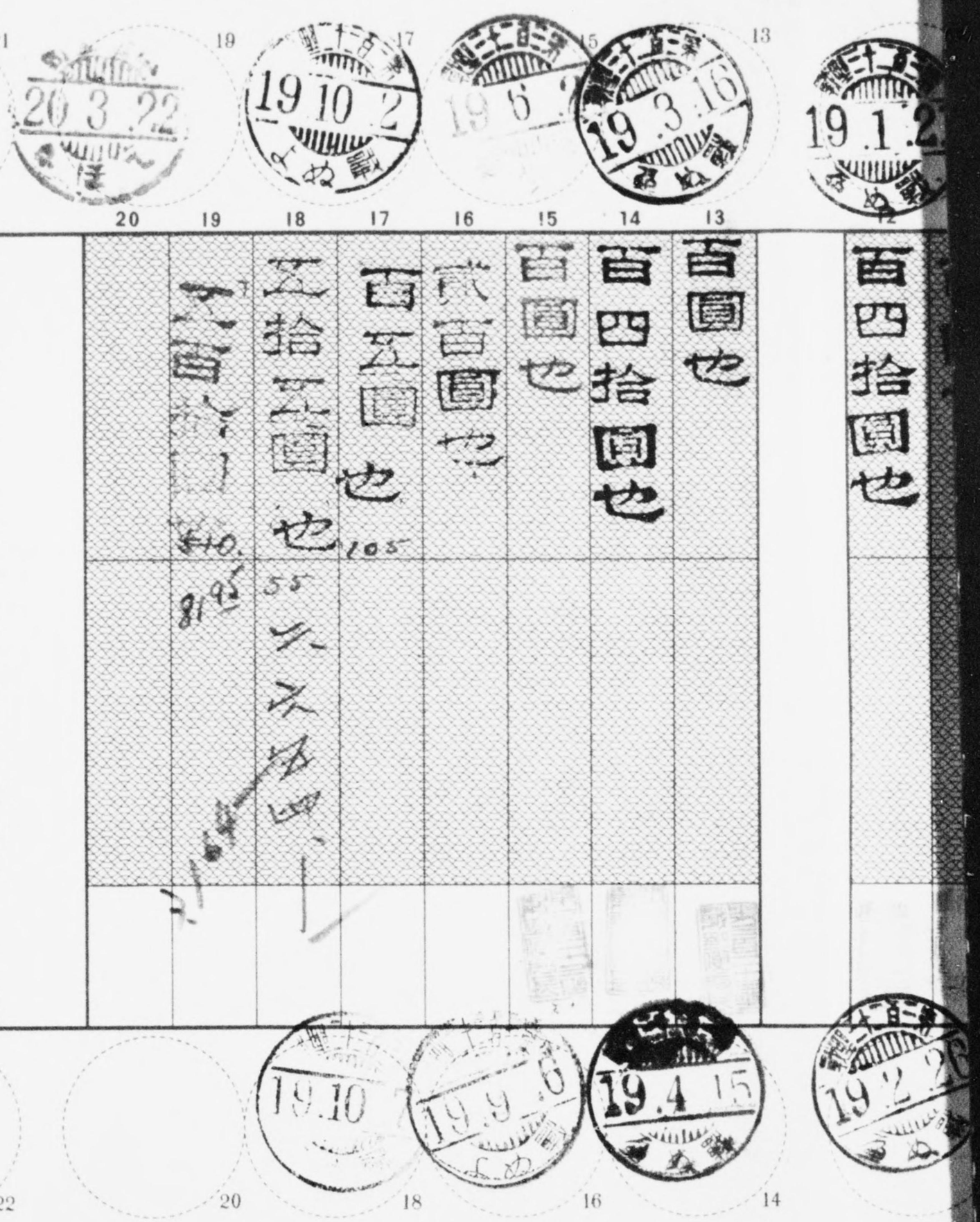

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

受入高 拂出高

五百貳拾五圓也	
五百貳拾四圓也	
參百九拾圓也	
百拾圓也	
八拾五圓也	
百拾五圓也	
百四拾圓也	
百圓也	
百四拾圓也	
百圓也	
百四拾圓也	
百圓也	

主務者證印

陸軍少佐

70

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。尚通帳と印章は別に保管せられた方が安全であります。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

46 1687

軍事郵便貯金通帳

拾

簿管所	下關貯金支局
號記番	戰ぬ亟 09026

氏名	住所	摘要
クールテース ジヨン・ジユニユア 殿	比島俘虜収容所第三分所	John Curtiss, Jr. Major, US ARMY.

内閣印刷局製造

制度のあらまし

預入 郵便局所で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂戻 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局所で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂戻

(一) 原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局所でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局所では其の局所に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局所では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂戻のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局所へお申出下さい。

利子 毎年三月末を區切つて元金に組入れ、通帳をお出しのとき之に記入いたします。

繼續通帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚斑したときは、繼續通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局所へお申出下さい。

再度繼續通帳 内地郵便局では前記繼續通帳に對しては預入又は拂戻の取扱をいたしませんから、内地歸還後は原通帳及繼續通帳をなるべくはやく郵便局にお出しになつて、新通帳と引換の請求をして下さい。

譲渡 貯金は親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出來ません。

改印 居書に通帳を添へて郵便局所へお出し下さい。

轉居 居書を郵便局所又は原簿所管廳にお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲等の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。